

会議録

令和元年 11 月 28 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 6 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、鈴木委員、吉田委員、安齋委員

新井田委員、相澤委員、竹田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 03 分

事務局 福 田、塚

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから、第 6 回総務・経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議を開きます。

開会前に話しましたとおり、調査事項が多岐にわたっておりますので、夕方くらいまでかかると思われます。またその後、全員協議会もございますので、皆様最後までよろしくお願いいたします。

2. 調査事項

<保健福祉課>

・小規模多機能型居宅介護施設整備について

平野委員長 早速、項目順に資料は事前に配付しておりますので、保健福祉課の小規模多機能型居宅介護施設整備について、資料の説明を求めます。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 おはようございます。

早速、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1 ページをお開きください。

小規模多機能型居宅介護施設の整備について、まずはこれまでの経過と今後の主な予定について、説明をさせていただきます。

まず 6 月 3 日、第 2 回の常任委員会のほうで整備概要・計画について、委員会のほうではじめて説明をさせていただきました。そのあと 6 月 19 日の日に第 3 回の常任委員会のほうで、整備場所等について改めて不足の点等を説明をさせていただき、ここでは概ね議員の皆様にご了解いただいたものと思っております。

そのあと、この常任委員会のあとに同日なんですけれども、地域包括ケアの総合調整会議という町内の介護事業所の代表者の方々に対して、整備概要を説明しました。

それから、7月8日の日に住民説明会を開催して、住民のかたにはじめて整備概要の説明をしました。会場が産業会館で、出席者は少なかったんですが9名のかたに出席をいただきました。

続きまして、7月の30日に町の条例のほうで制定しました、介護保険の運営協議会というものがございまして、ここの各委員に対して整備概要を説明させていただきました。委員は全員で13名いまして、そのうち12名の出席、1名は委員の中で阿彦先生が入っていたんですけども、お亡くなりになりました、いま現在1名欠員の状態となっております。

続きまして9月11日、第3回の定例会、こちらのほうでは実施設計業務の委託料の予算措置をさせていただきました。予算額、935万円。

続きまして、9月の末から実施設計のほうに入っております。まずは、委託契約、委託先は函館市の山田総合設計というところで、契約金額は724万円ほど、その後順次、事業者のほうと建設水道課、保健福祉課入りまして、適宜打合せをしております。きょうは、その図面のほうについて、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして11月、町政懇談会が開催されましたので、時間がなかったんですけども、各地域で整備概要を簡単に説明させていただきました。出席者は5地域で、総計45名のかたに出席をしていただいております。これは、議員さんを除く数でございます。

続きまして11月27日、昨日なんですけれども、小規模多機能に係る運営アドバイザー派遣事業を活用した研修会ということで、これは道が実施している委託事業で派遣費用は全て無料、きのう社会福祉法人の美瑛慈光会という美瑛町にある法人のかた2名にお越しいただきまして、健康管理センターで保健福祉課の職員、それといま指定管理を予定している杉の木ケアサービスその中から2名ほど、それと副町長も出席をしていただいております。概要等について講義を受けました。

それで、本日6回目の常任委員会で説明をさせていただいているという状況でございます。

引き続き2番目、今後の主な予定でございますが、12月5日の日に民生委員協議会の定期総会がございますので、ここでまた整備概要の説明をさせていただきます。

さらに、2月末に実施設計を順次しているんですが、それが正式に完成する予定でございます。

それを踏まえまして、3月の第1回の定例議会のほうで、予算でまず建設工事費、備品購入費、これの予算措置を提案させていただくと同時に、設置条例、債務負担行為などを上程させていただく予定としております。

年度明けまして、令和2年の4月から6月にかけて、建設工事に係る手続き、入札、契約事務など。それと、指定管理に係る手続きで、候補者の指名等々を行いたいと思っております。

これらを踏まえまして、6月の第2回定例会で工事契約の締結の承認をいただきたいと思っております。あわせて、指定管理者の指定も議決もいただきたいというふうに思っております。

これらを踏まえまして、7月から12月にかけて建設工事を行い、10月以降になるかと思うんですけども、住民説明会を開催して、周知を徹底していきたいと思っております。

明けて、1月から3月に開設準備をして、令和3年4月1日運営開始をさせていただきたいと思っております。

引き続き、2ページをお開きいただきたいと思います。

今回、3ページから6ページまで図面を付けさせていただきます。

2ページは、概要について簡単に書いています。これに基づいて、説明をさせていただきます。

まず1番、建物全体の配置の考え方です。町有地の中央かつ道沿住宅側に建物を建設したいと思っております。

まず、3ページをご覧くださいと思います。

これが1案と2案が付いているんですけども、まず1案のほうだけ説明をさせていただきます。

水色の部分が建物で、町有地の空き地下のほうあるんですけども、その真ん中部分かつ道沿住宅建設予定地に寄せて造りたいと思っております。これは、1案も2案も同じです。ただ、主な理由としては、新幹線の線路のほうから少しでも遠ざけて騒音の緩和を図りたいということと、道沿住宅側の広場、公園ができる予定ですので、それらの動線が利用者がすぐに行けるような感じで近づけるといったことをいま想定しております。

それで、(2)番の駐車場についてなんですけれども、車の出入り口が駅広場のロータリー側から入る予定としております。ですので、この図面では1案も2案も同じですが、左側に寄せたほうを駐車場とする予定としております。

図面の右側が空いている土地は、いま据置場として冬期間の雪の排雪スペースとして予定をして、このまま配置をいま全体で考えております。

続きまして、検討案について2番に書いているんですけども、実際の図面を見ていただきたいと思います。

まず、1案ということですが、建物の話なんですけど、4ページの図面をお開きください。

4ページが1案の図案でございます。まだ粗々の設計をしているところなんですけど、基本的な1案の考え方については、居間と食堂です。図面では左上方にありますけど、これを玄関側に配置してございまして、その下です。キッチンのところにカウンターを設けて、1人でお食事をしたいという利用者が聞いたところによるといので、そういうのを配慮したほうがいいんじゃないかということで、いまこのような図面にしております。

短期宿泊で使用する居室、図面右側にあるんですけども、9部屋あります。これを奥側、入って奥側に部屋を居室向かい合わせで配置することを予定しております。これは、夜間の介護において一直線のあるのも目が届きやすくなるのではないかとということで、こういう配置がいいのではないかとというふうに考えております。

さらに、3ページに戻っていただきたいんですけども、駐車場のことなんですけど、いま大型のワゴン車を配置する予定としてございまして、具体的には例えばハイエースクラスのもの、それが図面のほう見ていただくとちょうど入り口のところです。旋回、バックしなくても入れるような配置にしてはどうかという案が出てございまして、このような図面にしております。これが1案の考え方です。

続きまして、2案なんですけど、5ページが全体図、6ページが図面になります。

まず、5ページのほうから見ていただきたいと思いますと思うんですけど、配置の全体的な考え方は1

案と同じですが、違いが駐車場右側の灰色の部分です。大型ワゴン車が旋回できるスペースを設けなくて、若干のスペースなんですけれども、スペースを節約してバックで入るだけのものではないかという図面でございます。それが全体の違いはございません。

それで、6ページをお開きください。

建物の部屋の配置の考え方なんですけど、居間兼食堂、図面の中央よりです。これを道営住宅側に配置して、居室9部屋、これを全て南側に配置をするという一列に配置をするという感じなんです。考え方としては、日中を居室で過ごす短期宿泊の利用者のかたもいるだろうということで、少しでも採光のことを考えて南側に全部寄せてはどうかという案でございます。また、デメリットなんですけれども、夜間の介護の時ちょっと一列になるものですから、こちら目が届きにくくなるのかなというふうに考えております。

以上で説明を終わりますが、いま担当課保健福祉課及び建設水道課の役場のほうでは、1案のほうが良いのではないかということで、考えてございます。以上です。

平野委員長 説明が終わりましたので、各委員から質疑があればお受けいたしたいと思っております。

新井田委員。

新井田委員 新井田でございます。ご苦勞様でございます。

いま2案についての説明、経過報告も含めて説明いただきました。個人的には、この2案のうち1案のほうスタイル的には配置含めて、良いのかなというような思っております。ただ、一つは外構の部分なんですけれども、3ページのいろいろ色分けしてアスファルト、それといろんなインターロッキングだとか芝生だとかということになってはいますけれども、建物の周り見ますと第1案でいきますと、私個人的にはいま言ったように1案のほうが良いのかなというような思いではしておりますが、建物の外構の部分で黄色い部分。これ化粧砂利という部分で、道営住宅側のほうにちょっと大きい面積をとっていて、一部グルッと回るような形をとっていますよね。それと、ただ芝面が一つもないわけですよね。道営住宅のほうに関しては緑の部分があって、何と云うか心の安らぎだとかそういう部分を含めて、非常に良いのかなと思うんですけれども、やはり外構部分での居住者の安全面も含めた中でいきますと、駐車場はもちろんアスファルトで結構だと思うんですけども、周りの黄色い部分だとかそれと敷地整地だとかってなっていますけれども、この部分っていうのは芝というような考えはできないのかなとちょっと思いがあるんですけれども、まずその辺お聞きしたいんですけれども。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 新井田委員の外構についてのご質問だと思います。

まず、建設水道課のほうとしては、この外構の部分に関しては、最低限の維持管理で行いたいという考えが基本にございまして、仮に芝にした場合は夏場の芝刈りとかいう維持が増えるということがありました。そういった意味で、まず施設の全体的な草刈りする面積も少なくしたいという部分がありまして、維持管理する課としては草刈りがない化粧砂利で計画しているということでございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 じゃあ道営住宅のほうの関係はどうか、これ。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 道営住宅のほうの件につきましては、まず道の道営住宅の基本としてここが広場という観点で、子ども達の憩いの場ということで、芝を張るということで計画しております。共用的なスペースということで、計画しているということで聞いております。この中で、ここの芝の管理についても北海道のほうと私どもで打合せをしておりました。やはりこの件につきましても、芝の面積を少なくしてほしいという要望は出していたんですが、やはり道のほうとしては共用部分という部分で、ある程度先ほど新井田委員おっしゃったように、緑がある場所として憩いの場所としてのスペースも設けたいということで、最低限の芝の面積にさせていただいたという経緯がございます。以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わからないわけではないけれども、ただこれ面積からいったらざっくり目線で見たって、例えば青の部分の手前のいわゆる新幹線側のほうの部分でいったって、大して変わらないんじゃない。だから、道営住宅の部分に関しては、いろんな住むかたの状況わからないけれども、そういうことでいったら別に逆にいくと道営住宅じゃなくて多機能のほうにこういうものを使ったほうがかえってすごく安らぐんじゃないかなというような意味合い、私あると思うんだけどその辺どうなのかな。もうそれしかないんだよってことであれば仕方がないんだけど、なんかそんな感じするね。どうせやるんだったらそういうようなこともちょっと目線いれながら、検討できないのかなというような思いあるんですけども。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、芝生の考えについては構口課長もおっしゃったとおり、道営住宅側、共用できるということでございます。

それと、あわせて施設の建物の特性として、利用者のかたが来ていただいた時には、基本建物の中でお過ごしいただくので、常時、芝生が建物内に必要ではないというふうに考えております。必要があれば天気の良い時には、道営側のほうに行っていただいて、日中お過ごししていただくことも処遇の中では有りかなというふうに思っております。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

今回、町政懇談会でも小型多機能型の施設に関しては、町民のかたの関心も高いのかなと私なりにそのように感じながら聞いておりました。今回、1案・2案ということで、だいたいいつもの流れで言いますと、だいたい1案でこれでいきますという説明が多い中、だいたい決まっているとはいえ1案・2案という形で、こういうふうな資料ということで、出させていただいたというのは私個人的にはよろしいんじゃないのかなと感じました。

個人的に1がいいか、2がいいかという意見よりもちょっと確認したいことが3点ほどございまして、まず1点目が利用者さんが入られる時、車寄せスペースに止めます。そこエントランス、風除室から玄関に入るわけですけども、雨ですとか雪ですとか、若しくは風はあれですけども、特に雨・雪の時に例えば屋根のような役割を果たすようなものを全くこれを見るとないので、基本的な考えとしてそういった屋根を設ける可能性というか検討されなかったのかなと。そこについて1点と、あと2点目が居室の基本的な設備内容について、もし現時点で決まっていることがありましたら、ちょっとご報告していただき

たいなど。

あと、居間兼食堂、玄関入ってすぐあるわけですがけれども、ここで居間兼食堂ということなので、食堂以外の居間としての活用方法について、どのように現段階で考えられているのかなど、そこ確認したいです。

最後が仕切り、食堂・カウンターも含めてCADで点々点々点々なっているじゃないですか。どのような仕切りが設置されるのかどうか、4点について確認したいです。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、鈴木委員のご質問の件ですが、利用者が入る玄関・入り口のことだと思えるわけですが、屋根の設置は検討しております。この図面ではまだ入っていないわけですが、雨・雪に車から下りて濡れないような配慮はしたいと思っております。

2点目、居室の設備なんですけれども、いま想定しているのはテレビ台、衣装棚、ロッカーみたいなもの、あとはベッドというものを想定しております。

それから、居間兼食堂の活用方法についてなんですけれども、居間兼食堂というのは基準上の名称でございまして、そこで食事をされたりゲーム、レクリエーションをするいわゆるデイサービスのものです。何でもそこで自由にお過ごしいただく、テレビを見るとか歌を歌ったりするか、食事の時にになりましたらテーブルで食事をするといったような基本でございまして。

それから最後、図面には食堂のところの点線の考え方、ちょっと配置で見やすいように便宜的に点線をいれているだけで、ここは仕切りは何も設けません。居間兼食堂の囲ってあるところ、それと下の食堂のところ、オープンスペースです。ちょっと図面上、いま点線をいれて表示をしているだけでございまして。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 まず1点目の玄関の屋根の設置について、検討されているということですので、こちらぜひ利用者さんの立場に目線に沿ったものが設置されることを期待しますので、よろしくをお願いします。

あとそうしますと、この居間兼食堂、特にレクリエーションですよと。全くここ仕切りはなくても何ら問題はないわけですが、様々なことも含めて、ちょっと確認。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 居間兼食堂については、居間と食堂を分ける必要は全くございません。共用で使えるようなスペースということで、基準上なっております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。この図面を見て玄関入ってイメージするわけですがけれども、すぐ食堂ってどうなんですか、配膳する場所。あと、食べる利用者さんの視点からも食べている時に誰かが帰ってこられる、例えば事務所ですとかスタッフのかたの入り口ってどこになるわけですか。逆側のポーチから入られるんですか、その辺りも含めて。利用者さんがご飯食べている時に、例えば出入り口のメインの玄関を利用して、職員も利用者さんも含めて出入りをするのであれば、ちょっとその辺りの配慮について確認したいです。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず、その細かい点については、今後詰めていかなければならな

いんですけれども、基本的にまず玄関のところには、ドアをいま入れる予定としております。実際にお食事される場所がいま便宜的にテーブルをいま置いていますけれども、当然入って見えないような場所にテーブルを設置することになるのかなというふうに思っています。職員のかたも基本的には、利用者と同一玄関を使うのと同時に、どこかいま裏玄関を裏口、図面右側にポーチと書いているところあるんですけれども、この辺から入れるような造りはする予定でございます。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 わかりました。例えばなんですけれども、目隠しとなるようなついでですとかパーティションですとか、その辺りは考えていませんか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 具体的には話は出ていませんが、そういう利用者の目線に立って、当然食事の時に隠れるようなもの、それがパーティションになるかもしれません。それは、当然考えていきます。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 何度もありがとうございました。私が何度も質問させていただいたのは、あくまでもやはり利用者さんが施設に入る時、ご飯食べる時、お部屋で休まれる時、やはり利用者さんの立場になってしっかりと進めていっていただきたいなとちょっとそういう思いから何度も質問させていただきました。以上です。終わります。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 要は、2案を出されているということは、きょうこれを1案とか2案とかと選択肢をしてよという意味合いがあるのでしょうか。どうなんですか、ちょっとその辺。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 必要な部屋と居間兼食堂、その他事務室等々部屋はもう決まっています。あとは、どういうふうに置くかということで、もう基本的にこのどちらかしかないだろうという考え方です。なので、いま担当課としては1案のほうが良いのかなと思っていますので、基本的に皆さんのご了解をいただきたいなというふうには考えております。

以上です。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 その辺がみえなかったのも、個人的には見解でいいとか2番目がいいとか1案がいいとかって話のことは当然出るんで、行政とすれば全体を見通した中でこうですという話がみえなかったものだから、確認しました。

もう一つ、1案と2案というのはいわゆる形・形状の平面なのでこぼこがあるんですけども、この中でいわゆる有事の際の避難口ですよね。これ1案は風除室入れて3箇所かな。

風除室の部分とそれと食堂の部分ですよね、これ黒い三角の出入り口なんです。それとポーチの3箇所。だけれども、2案に関しては5箇所くらいあるのかな、1・2・3・4・5。

全体の平米数からもっていったの計算なのか、いわゆる配置に対しての選択なのかという部分なんですけれども、例えば1案でいった時はこの開口で大丈夫なんだよっていうものももちろんそうだと思うけれども、設計屋さんがやるんだから大丈夫なんだよというようなことなんですよね。その辺ちょっと聞きたいんですけれども。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 申し訳ございません。1案と2案で入り口の数は違います。これあくまでも粗い設計でございますので、当然必要なものは詳細設計でこれから詰めていきたいと思っております。十分、配慮します。

平野委員長 ほか。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

冬の間の除雪の話なんですけれども、この1案のほう見れば除雪と言っても駐車場からの雪のことだと思っておりますけれども、据置地に置くということになってはおりますけれども、舗装の周り見れば例えば入り口からこのローターリーにかけて雪を押しつけて、据置地のほうに雪持っていくことになるのかなと思うんですけれども。除雪作業車の動線というのか、動く作業の仕方がこの舗装から化粧砂利敷きの上あがって、この色はインターロッキングじゃなくて、敷地整地のほうの色だと思うんですけれども、その上をあがっていくことになると思うんですけれども、例えば舗装の広めのところには縁石とかそういうものも設置されると思うんですけれども、その辺の考慮ってどういうふうになってはおりますか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 いま手塚委員おっしゃるとおり、除雪の動線についてはいまおっしゃったとおりになります。駐車場の外構周りには、縁石等については、これから詳細設計の中で必要か必要じゃないか判断した上で、設置していきたいと思っております。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 今回のこの事業の中では、道営住宅の色刷りされている部分も一緒にやるということになりますか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 道営住宅の部分については、基本的には敷地内通路という用途になります。この除雪につきましては、常時の除雪は行わないことで考えておりますが、先ほどの有事の際のことを考えた時に、どの程度の除雪をしていけばいいかということも今後、検討しないといけないと思っています。そういったことを考えた上で、当初通路も2mの幅で道のほうでやっていたんですが、除雪機も入りたいということで、4mの幅員まで広がっていただいて、このような形状になっております。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 この道営住宅側の緑の部分だから、芝の吹き付けとかインターロッキング敷きとかというのも今回の事業でやるということなんですか。そうではない。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 あくまでも道営住宅の敷地の部分に関しては、道のほうの事業でやります。今回、説明しております小規模の部分が町の事業ということになります。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 先ほどの据置地に雪置きますよと言った場所なんですけれども、例えば道営住宅側の駐車場の関係も先ほどちょっと言っていたみたいなんですけれども、雪押せるようなこのままであれば、これませんよね、ここの場合。だから、例えば冬期間になんらかの形でそういう除雪のことが発生した時、押し込めるようなそういう設備も必要なんでないかな

と思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 手塚委員おっしゃるとおり、この道営住宅の雪もこちらの据置地の部分に置く考えであります。その中で、いま図上としましては、この吹付芝というふうになっておりますが、現状、雪降りますと雪の上を歩いてそこを歩いて除雪することになるので、芝には損傷ないということで考えています。仮に芝損傷あった時は、維持管理していく形になるかと思えます。

平野委員長 ほか。

安齋委員。

安齋委員 3 ページ、1 案の道営住宅内のアスファルトカラー舗装のところなんですけれども、これだこの建物の駐車場に入ってこれるようなつながりが見えるんですけれども、これは車は通らないんですね。人が通れる。であれば、配置としては 1 案のほうが 2 案よりは、この駐車場のスペース、もし緊急時であれば通ることは可能なのかなと思うのですけれども、そういう配置で 1 案のほうがいいかと思うんですが、ただ 1 案のほうの 4 ページの図面の事務室と食堂の位置関係は、逆のほうが良いんじゃないかなというふうに私は思います。何でもかと言うと、事務室を食堂のある側に持ってくると、玄関側のお客さん入ってきた時、それから居間兼食堂にいる時、それからちょっとポツと廊下に出ると全体の各居室の出入り口が見渡せるという形で、先ほど鈴木委員も話していたんですけれども、入ってすぐ食堂あるのはどうなんだっていう。食堂を事務室のいまある側のほうに持ってくれば、それも解消できるんでないかなというふうに私は考えるんですが、参考意見としてとっていただければなというふうに思えます。

平野委員長 参考意見ということですので、このような意見が出ていた上で、また決定に至っていただきたいなど。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 2 点ほどだけ、これで最後にします。消火設備について、どのように考えてらっしゃるのかなという部分で、確認したいです。全国的にも様々な施設で火災による被害、それが福祉施設だったり会社だったりとか、あと重要な文化財だったりとか、様々なものがやはり火災という部分で、これからの行政として公設した建物については、やはりしっかりとその辺りを基準をクリアしているから良いのではなくて、万が一の火災に備え、防災にもつながるかと思うのですけれども、決して利用者さんの火災等で亡くなるかは、あってはならぬと思います。あと、新幹線のホーム近いということで、やはり決してここでは火災は起こしてはならぬと思っているんです。その考え方と言いますか、現時点でどのように担当課として利用者さんの命を守るため、あと新幹線も近いですから、あと様々な全国的なニュースを見る中、公設な建物で新しい建物で絶対に火事を発生させてはならぬという私はそういう考えの元なんですけれども、どのように考えてらっしゃるかという部分が 1 点と、あとこれはたぶん最初に確認すべきことだったと思うんですけれども、この施設のいわゆる利用率と言いますか、担当課としてどのように想定してらっしゃるのかなと。運営会社さんももちろんあるわけなんですけれども、運営会社さんともどのように利用率、稼働率についてお話をされているのかなと。説明できる範囲で構いません

ので、その2点をお願いします。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 防火設備については、この図面では出てきていないです。詳細設計の段階で、高齢者のかたが入られる施設ということで、十分に配慮をしていきたいと思っております。それから、ちょっとスプリンクラーの設置まで必要のない建物でございますが、そちらは再度消防のほうとも相談しながら詰めていきたいと思っております。

2点目、利用率なんですけれども、きょうも美瑛慈光会というところのもう長く何箇所もやっているところの説明を受けました。担当課としてはまず、利用登録定員29名に対して、やはり死亡とか入院とかありますので、100%ということは絶対にあり得ないと思っておりますが、それに近い9割以上は確保したいと思っております。が、現実問題を話しますとやはり、できたばかりの施設は住民のかたに周知徹底までやはりどうしても時間がかかるというのが現実だというお話を聞いております。なので、少しずつ増やしていくしかないんじゃないでしょうか。そのやっているところも実際に最初に100%利用率が確保できていないというお話も受けていますので、当然まずマックスを目指しますが、現実的には徐々に増えていくといったことになろうかなと思っております。

平野委員長 皆さん、利用率等々運営については気になるところでしょうけれども、このあとまた期間を経たあとにはこの指定管理の話だとか、その間にまた我々はこの運営についての話せる機会はありますので、きょうはこのハード面についての質問にしてほしいなと思っておりますので、ほかあれば、廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬でございます。

一応確認なんですけれども、駐車場について、1案の駐車場に関してこれで私も良いと思うのですよ。ワゴン車が旋回できると。やはり駐車場内、後退での事故が多いということで、これでいいのですけれども、2案で出てくる旋回できないような状況の駐車場という形なんですけれども、これ2案の建物が1案の建物と変わるという形ではないのかな。

要は、2案の建物を建てるにあたっては、どうしても駐車場を削らざるを得ないという状況でのこれ図案説明っていうことでいいんでしょうか。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 まず本来であれば、駐車場の旋回できないあわせて4パターンができることになってますが、便宜上2パターンにしております。なので、2案のほうに旋回するという図面が当然考え方はございます。そこで、建物の大きさに違いはございません。旋回できないというのは、若干やはり駐車場のスペースもわずかですが取らなきゃならないので、内部での議論もバックでもいいんじゃないか、やはり後退の事故とかを防ぐためには、旋回してバックが必要ないパターンが良いんじゃないかということで、いまのところバックをしなくてすぐ旋回できるほうが体制で強を占めておりますので、こちらのほうで検討したいと思っております。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 まず1点目は、線路から遠ざけることにより騒音の緩衝を図るということで、前の常任委員会の中での説明あった時に、ちょっと道営住宅のほうにずらしたほうがいいでしょうという話があったんですね。こういう形になったんだと思っておりますけれども、実際

に騒音の測定をやりましたか。もしやっていたとしたら、その成果を教えてください。

それから、1案のほうの駐車場の件なんだけれども、どうしてこの黄色の部分三角にしたのかなど。これ真っ直ぐしたほうが広がっていいんじゃないのかなと思うのですよ。

ここ三角になっているでしょう、車がバックしないで回れるように。ただ、これずっとまだ真っ直ぐにして、駐車できるところを下げればもっともっと広く感じるだろうとそんなふうに思うんですけれども、その辺教えてください。

それと、1案が良いとか2案が良いとかっていう話がきょうきつとその辺決まるのかなとは思っているんですけれども、まず居間兼食堂 60 m²以上あるんですけれども、これは全部1フロアですか。ということは、ここに全部テーブル・椅子だと思えます。60 何平米もあるんで、畳の部分だとか畳を敷く部分だとかってあるのかなのか、その辺ちょっと教えてください。

それと、やはり有事の場合の先ほど同僚委員からありましたけれども、待避口というかその部分に関しては、武藤室長のほうからいろいろあったけれども、真剣に検討してもらわないとこれ住む人方がそれなりの人なんで、これは真剣にもう一度考えていただきたいなとそんなふうに思います。端的に言って私は、例えば厨房の隣に居間兼食堂がある。ベストだろうとそんなふうに思うんですよ。玄関入ってすぐ食堂があると。

だけれども、廊下の向かい側にこれあるわけでしょう。居間兼食堂のほかにも食堂がまたあるんですよ、1案のほう。そして、キッチンが向かいにあると。入ってすぐ食堂とかっていうよりも、この入居している方々あまり足を運ばなくてもいいような中央に居間とか食堂とか設けるべきでないのかな。それでないと一番端っこの人は、随分歩いてこないとだめだし、車椅子で移動しないとだめだと。そういうことを考えると、かえって2案のほうで建物の内部ですよ。内部に関しては、2案のほうがいいんじゃないのかなと。ただ、駐車場だとか玄関の周りの部分に関しては、1案のほうが良いなと。且つ、1案のほうの駐車場に関しては、ここ真っ直ぐしてもらおうと。そうすると、広がるなとそんなふうに思っているところですよ。

あと、除雪対策。除雪の対策、これ新幹線の駅のほうのロータリーのほうにあれなんです。入り口が付くということなんですけれども、ここの部分のこの施設の駐車場の除排雪を考えた時、どんな除排雪の考え方をもっているのかなと。これ結構、北口だから北側だから、北風で結構ここ積もると思うのです、私。しょっちゅう、これやっていないとだめでないかなと思うんですけれども、その辺どんな考えをもっているのか。私はある意味では、斜めにいつている斜線の部分ありますよね。これは、町有地だと思うんです。この部分のスペースをなんか利用すべきでないのかなという気もしないでもないんですけれども、担当課として除排雪の部分どんなふうに思っているのか。入り口が1箇所、たぶん北風を受けて随分雪も溜まりやすいだろうと私はそう思っているんですけれども、その辺ちょっと説明いただきたい。

平野委員長 5点にわたって順番に答弁をお願いします。

構口課長。

構口建設水道課長 まず、一つ目の騒音についての測定についてのご質問ですが、これにつきましては小規模の多機能施設としての測定は、行っておりません。

次に、駐車場の形状についてでございますが、いまちょっとした変形した台形の部分が

ありますが、こちらにつきましてはいまの段階で、極力必要最低限な面積ということで、コスト面を考えた上で、こういった形状がよろしいんじゃないかということで、計画しているものでございます。いま又地委員おっしゃっているとおり、使用用途を考えれば広いほうが良いという部分の考え方もありますが、いまの段階といたしましては、この旋回の最低スペースを取れるスペースがあれば十分じゃないかということで考えております。

飛びますが、除雪についてでございます。除雪につきましては、ロータリーのほうから入りまして、この駐車場の雪を佐女川のほうに持ってくることで、いま現在考えております。排雪につきましては現状、佐女川沿いの砂利道も除雪をしておりますので、こちらからも排雪をできるということでいま考えておりまして、そのような排雪の仕方になるんじゃないかと思っております。以上です。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 引き続き、居間兼食堂に畳部屋、畳スペースを配置するかいなかについては、現段階でそこまで検討しておりません。ただ、畳を置く部屋を特別に設けることは考えておりませんが、ちょっと一段高くして畳を設けるスペース、これについては今後検討させていただきたいと思っております。

それと、居間兼食堂が中央のほうがいいのではないかということなんですけれども、このスペースでいきますと建物の中央に持ってくるとどうしても居室と分断される。居室が両サイドに持ってこなければならぬということで、建物のスペース等々考えて、処遇の面を考えるとやはり居間兼居室は向かい合わせで、目の届きやすいほうが望ましいという判断に至って、このようになっております。ただ、距離的な例えば距離が一番奥の部屋のかたが遠いのではないかということなんですけれども、そんな大きな建物ではございませんので、利用者には支障はないかなというふうに考えております。仮に車椅子等々が必要なかたについては、当然職員のかたがお手伝いをするといったことで、考えております。

以上です。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 非常口については、これから詳細設計のほうで設計事務所にオーダーは出しますので、そこは十分配慮させていただきます。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 除雪の部分に関しては、佐女川のほうにと言っていたけれども、それはこの例えば敷地整地のほうから佐女川のほうに隣接地っていうほうに押すっていうことなのかな。なるほどね。そして、排雪は別にあれしますよということなんだ。雪がせつかく素晴らしい建物が建つようなんで、雪の捨て場がすぐそばにあるというのも、これもいがかかなとそんなふうに思ったりしています。ただ武藤室長、これ私あれしてみても、居間食堂のほうは2案がいいって私はそう思ったんだけど、そうすると1案よりも大型システムバス、介護浴室のほうがかっちのほうがかんか広く感じるのね。1案のほうがあずましいのか。だいたい同じくらいなんだね。どうなんでしょうね、その辺。私は、逆に部屋の間取り的なものを考えた場合は、2案のほうがいいように感じて私いるんですよ。あと、玄関前に関しては先ほども言ったように、1案のほうがいいなとそんなふうに思ったりもしているんだけど、私の私見ですからあれですから、あと他の委員の皆さんがどんなふうに考えているか。

あと、騒音の調査がしていないと。これは、やはり私はするべきだと思うんです。そして、住民に安心を与えると。実際に造って見たらうるさくて、あるいは将来的には新幹線の速度も上がるわけだ、将来的には。そうすると、騒音の問題があとからになって出てきたと。「あの施設うるさくて、新幹線通る時」、いう話になれば、これ素晴らしい施設ができるのにそういう苦情があとから出れば困るので、現状の部分で一度調査して報告して町民を安心させてほしいなとそんな思いますので、その辺はお願いしておきます。

平野委員長 騒音の答弁だけでも実際にいま、構口課長。

構口建設水道課長 騒音についての調査についてでございますが、当時、新幹線造成地に調査はしている機構さんのほうでしておりますので、その情報をちょっと得た上で何らかの機会にこういった調査になっておりますよということの返答をしたいと思います。以上です。

平野委員長 武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 2案のほうの居室の考え方なんですけれども、まずちょっと部屋の面積が違うのは、作った時点が違って、1案と2案にまずバラツキがあるということをご承知おきください。いまだいたいコンパクトにまとめると、1案の面積でいこうかなと思っております。それと、居間兼食堂 2案のほうがよろしいという話が出ているんですけれども、いろいろ内部でも検討して、やはり居室の前にこういう皆さんが集まるスペースができるプライバシーのほうにも配慮したほうがいいのではないかとということで、左側にいま寄せているほうがいいという考え方もございます。以上です。

平野委員長 10人、皆さん先ほど議長言ったように、皆さんの考え様々ですから、きょうはまさかこんなにたくさん質問が出るとも思わず、担当課にとってはそれだけやはり注目ある施設ということで、嬉しく思っているんじゃないのかなと思います。きょう出た意見を参考に、どこまでできるかはわかりませんが、踏まえた上で。

新井田委員。

新井田委員 いま委員長がおっしゃったように、各委員から様々な意見が出ました。基本的には、いわゆる利用者ファーストであってほしいと思うんです、総合的には。だから、いま出た話をやはりきちんと踏まえながら、前向きに考えていただくことは考えていただくということだけは、しっかりきょう確認していただければなとそんなふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いします。

平野委員長 まとめていただいてありがとうございます。そのようなことですので、あと1点だけ。駐車場で除雪の質問皆さんされていますけれども、この駐車場は利用者さんって車で来られるかたいないと思うんです。送迎されるハイエースだとかそういうのも想定しているんですけれども、台数をここまで確保する必要があるのか。あるいは、職員用としてここに駐車場スペースを作るという意図も含まれているのかだけ確認したいと思います。

武藤室長。

武藤包括ケア推進室長 駐車場の考え方なんですけれども、まず利用者さんは基本的に送迎を行います。そのほかのかたについては徒歩、近隣のかたは徒歩で来られるかたもいらっしゃることを想定しております。なので、基本的に駐車場は施設の車、それと職員用の車ということで、あとは来客です。あと、ボランティアのかたとかを想定して十数台分いま設けるようにしております。以上です。

平野委員長 コスト削減という先ほどから言葉出ますけれども、職員用の駐車場をそこまでじゃあ舗装にするスペースを確保しなきゃいけないのかなという若干疑問を感じるんですけども、来客と言いましてもこの十数台のスペースがとても必要とは思えないんですね。

その辺については、こっち側に今度職員が止めるとなると、またその整備もしなきゃいけないということから、1回に舗装してしまったほうが今後のためになるということでしょうか。

ほか、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 きょうたくさん意見出ましたので、これを一部どこまで含めるのかわかりませんが、先ほど新井田委員が言ったように、利用者ファーストということで、担当課には進めていただきたいと思います。

以上で、保健福祉課の多機能居宅介護施設整備について、終えたいと思います。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前 10 時 28 分

<まちづくり新幹線課>

・道南いさりび鉄道令和元年度上期決算について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査と言いますか、報告事項といたしまして、まちづくり新幹線課 2 項目ございます。これは、どちらも以前は交通体系の特別委員会の中で調査と言いますか協議していた案件で、現在、特別委員会ございませんので、常任委員会で引き継いだということがございます。

早速、順次、分けて説明と質疑したいと思いますので、早速資料の説明についてお願いいたします。

木村課長。

木村まちづくり新幹線課長 皆さん、おはようございます。

いま委員長がおっしゃったように、これまでは交通体系特別委員会で説明申し上げた項目について、まちづくり新幹線課よりご説明いたします。

一つ目、道南いさりび鉄道令和元年度上期決算についてです。これは、10 月の道南いさりび鉄道取締役会の承認を得て公表されたものです。平成 30 年度下期の負担額とあわせて、当町平成 31 年度予算における負担額がほぼ確定いたしました。上期決算の特徴も含めて、ご説明いたします。

二つ目は、江差線代替輸送運行補助金の確定についてということで、3 ページ以降の路線バス運行補助資料をもとに説明いたします。ここで、資料修正のお願いをいたします。

4 ページ、3. 1 k m 当たりにおける経常経費の算出表、中段。1 k m 当たり経常経費、表頭の平成 29 年度を平成 30 年度に、平成 30 年度を令和元年度に、その下 4. 実車走行距離

(全路線)の年度比較についてでの平成 29 年度を平成 30 年度に、平成 30 年度を令和元年度に修正をお願いいたします。これは、昨年度の資料をもとに今回も作成したことによる年度修正のミスであり、今後校正を含めて確認に努めることといたします。申し訳ございませんでした。それでは、担当主査より説明いたします。

平野委員長 中村主査。

中村主査 まちづくり新幹線課、中村でございます。

それでは、私のほうから資料の説明をいたします。

1 ページ目をお開き願います。

道南いさりび鉄道令和元年度上期決算についてということで、資料を提出させていただきました。

まず、1. 令和元年度上期決算のポイントですが、収入面では線路の維持管理等に伴う線路使用料収入が増収となりました。

費用面では、車両全般検査の減少による車両保存費の減少が見られましたが、レール交換などに伴う施設保存費の増加が見られました。税引後損益としましては、7,598 万 1,000 円の赤字となりました。

2 の令和元年度実績ですが、当町の令和元年度予算に関わる令和元年度上期と平成 30 年度下期の実績額と予算算出額との比較増減を掲載しております。

営業損益は、予算算出時と比較して、赤字額が 1,796 万 9,000 円の減少がみられます。

続いて、経常損益は予算算出時と比較し、赤字額が 2,893 万 9,000 円減少しております。

続いて、特別損益等は予算算出時と比較し、赤字額が 985 万円増加しております。

税引後損益は、予算算出時と比較し、赤字額が 1,826 万 7,000 円減少しております。

3 の令和元年度上期決算負担額は、税引後損益の 7,598 万 1,000 円の赤字に対し、当町の負担率 4.4 % を乗じた、334 万 3,000 円となります。

また、掲載はしてありませんが、平成 31 年度予算において、予算額 775 万 4,000 円を計上してはしましたが、決算見込みでは、約 695 万円となるため、令和 2 年第 1 回定例会において、約 80 万円の減額補正を上程する予定です。

4 には、令和元年度上期損益の特徴を掲載しております。

上記 1 の上期損益のポイントで述べた以外の特徴としまして、中古資産の償却終了に伴う減価償却費の減少と、沿線自治体などからの工事受注による工事負担金収入の減少と、それに伴う工事費の減少が挙げられます。

2 ページには、令和元年度上期決算における損益を記載しておりますので、こちらはご参照ということでよろしく申し上げます。

以上で、道南いさりび鉄道令和元年度上期決算についての説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。いさ鉄の上期の決算について、質問あるかたいらっしゃいますか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬です。

損益の数字についてはどうのこうのというのはないのですが、ただこの 4.4 % 負担率について、決算根拠とかそういうのわかればお教え願いたいと思うのですが。

平野委員長 中村主査。

中村主査 こちらについては、道南いさりび鉄道開業時に事前の準備会社の時から沿線市町、北海道と協議をしておきました。その中で、赤字額については、8割を北海道が負担をするということで、その中の話し合いでは終わりました。残り20%を沿線自治体、当町と北斗市・函館市で費用分担をしましょうということになりました。その中の協議では、沿線の距離ですとか利用者、または当時の人口等を算出しまして、当町と函館については4.4%、残りの11.2%を北斗市が負担するというので、今後10年の経営計画内ではその負担率で進めていきたいと思いますということで話が終わりましたので、こちらについては次年度以降についても4.4%で当町は負担していくことになります。

平野委員長 詳しい説明ありがとうございます。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

・江差線代替輸送運行補助金の確定について

平野委員長 なければ続いて、江差線代替輸送運行補助金の確定についてのほうに移りたいと思います。

同じく中村主査、お願いします。

中村主査 それでは続きまして、江差木古内線路線バス運行補助について、ご説明いたします。

3ページ目をお開き願います。

令和元年度江差木古内線路線バス運行補助資料ということで、資料を提出させていただきました。

まず一つ目、令和元年度実績と平成30年度実績額の比較表ですが、江差木古内線路線バスは木古内駅前を起点とし、江差高校前若しくは江差病院前を終点とする路線バスであります。1日あたり6往復しており、年間で24万5,918.4kmを走行しております。

経常経費は、平成30年度の1kmあたりにおける経費は289.39円であったのに対し、今年度の1kmあたりの経費は287.47円となっており、予算計上時の経常経費については、7,116万6,326円だったのに対し、今年度は7,069万4,162円となっており、経費としては約50万円程度減少しております。

続いて、経常収益についてですが、予算計上では1,918万9,012円を見込んでいたのに対し、実績は1,824万9,852円と収益についても約94万円の減少をしております。これに対し、北海道の補助金額は539万1,000円となっており、JR江差線対策協議会からの補助金としましては、予算計上額4,655万円だったのに対し、4,705万3,000円となりました。こちらの負担増についてですが、後ほど改めてご説明をいたします。

続いて、2の収支変動の要因ですが、まず一つ目、(1)経常経費、表中ウの減少要因ですが、こちらについては函館バスにおける路線の統廃合により諸経費が減少したことと、それに伴う運転手の超過勤務の減少による人件費の削減が挙げられます。

続いて、(2)経常収益、表中エの減少要因ですが、こちらについては当路線を使用する生徒数が平成30年度と比較し、減少したことによる運行収入の減少が挙げられます。

続いて、4 ページ目をお開き願います。

函館バスについては、当路線以外にも多数路線を有しております。経常経費については、全路線で統一した 1 kmあたりの単価を算出しており、各路線の走行距離分を各路線の経常経費としております。

算出については、3. 4 に記載しておりますので、こちらについては説明を割愛させていただきます。

続いて、5 の江差木古内線路線バス運行補助とその他の補助における予算額と実績額の比較についてですが、運行補助につきましては、先ほどのとおり 50 万 3,000 円の不足が生じております。

続いて、ラッピング維持管理等に対する補助については、湯ノ岱温泉のバス停設置、またそれに伴う音声ソフトの更新費用がございまして、こちらも 4 万 5,247 円の不足となりましたが、エンジンのオーバーホールにかかる費用については、600 万円を予算計上しておりましたが、実績は 454 万 8,039 円となっており、145 万 1,961 円の費用が削減されております。

合計としまして、予算計上しておりました 5,313 万 8,000 円に対し、実績額 5,223 万 4,286 円となりましたので、差額 90 万 3,000 円を令和 2 年第 1 回定例会にて、減額補正する予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひします。

平野委員長 説明が終わりました。質問、ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、まちづくり新幹線課の 2 件の調査事項を終了したいと思います。

お疲れ様でした。

病院事業に続いて入りますが、移動で時間を要しますので、10 分ほど休憩いたします。

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 53 分

<病院事業>

・国民健康保険病院事業会計及び高齢者介護サービス事業会計の上半期収支状況について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業の皆様、お疲れ様でございます。

続いての調査事項は、病院の高齢者介護サービス事業会計の上半期収支状況についてでございます。こちらも事前に、資料配付されております。早速、資料の説明を求めたいと思います。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 皆さん、おはようございます。

病院事業会計の国民健康保険病院事業会計につきまして、私のほうから特徴的な事項をご説明をいたし、そのあと詳細説明につきましては、担当の西嶋主査のほうからご説明を

させていただきます。

それでは、私のほうから特徴的事項としまして、まず医師の配置ですけれども、昨年同様に 5 名の診療体制で行ってきております。内科 3 名、外科 1 名、整形 1 名であります。

昨年から月曜日と金曜日につきましては、非常勤の医師で対応しております、月曜日は東京からの福山先生、そして金曜日は横浜から奈良原先生にお越しいただいておりますが、ことしにつきましては奈良原先生が 4 月からは応援できないということで、当院の内科医で対応してきているところでございます。この間の特に特徴的な事項としましては、病院機能評価の再認定を受けております。これは、病院の基本方針であります、安全で快適な医療を目指すというようなことを具体的に実行するために、機能評価を実施しております。この機能評価につきましては、認定日が 7 月 12 日、そして認定期間につきましては、ことしの 8 月 1 日から 5 年間ということになっております。前回、平成 26 年に 8 月 1 日から 5 年間で認定を受けておりますので、2 回目の認定ということになっております。医療機能評価機構が実際に当院に来られ、2 日間にわたって 81 項目につきまして審査をしていきます。前回、5 年前の審査結果につきましては、評価段階が S・A・B・C という 4 項目あるんですけれども、C がなければ認定ですよという中で、ほぼ A と B が半分ぐらいというような結果だったのですが、今回につきましては 88 項目中、81 項目が A 評価で、7 項目が B 評価ということで、第三者機関からは 5 年間の取り組みの成果が一定的には認められたというような内容になっているところでございます。

また、病院の収支に大きく影響をもたらします、診療報酬の改定につきましては、今年度は 4 月ではありませんでした。ただし、消費税率が 10 月 1 日から引き上げになるということで、病院の医療費につきましては、患者さんからは消費税はいただいておりませんので、それに補てんするというので、厚生労働省のほうで 10 月 1 日付けで改定をしております。こちらにつきましては、総体的ではプラスの 0.41 % ということになっておりますが、薬価で 0.51 % マイナスというような内容でございます。今回は、そんなに大きな改定はされなかったんですけれども、やはりこれまでの診療報酬改定を踏襲する形で、在宅医療部門に特化して増点しているというような経過が見込まれるところでございます。当院でもここに対応するのが地域包括ケア病床の病床単価が 71 点、1 日あたり 710 円上がっております。また、入院基本料につきましても地域包括病棟までではありませんけれども、急性期の入院基本料 4 という一番高いところをとっており、これが 53 点の 530 円、1 日あたり増点となっております。ほかにも微々たるものですが、初診再診の引き上げがされたところであります。これによる増収の見込みというのが約 400 万円程度あります。逆に消費税率の引き上げに伴う支出増というのが 300 万円ぐらい見込まれるというようなことがありますので、今回の消費税率の引き上げにつきましては、大きな手術とかで材料費が増こうしなければ、ほぼ診療報酬の改定で対応できるのかなというところでございます。

病院事業としましてはこの間、取り組みとしては、病院祭りを実施しております。この目的につきましては、議員の皆様方にもご案内差し上げましたが、地域住民とのふれあいを通じて、病院を身近に感じていただきたいというような内容で、今年度は将来の医療従事者の確保というような目的もあり、特別プログラムとして命のプログラムということで、手術の体験というようなことを実施しております。参加者数は 90 名とほぼ前回と同じような内容になっているところでございます。

また、喫緊の課題であります医師確保対策については、この間、民間の紹介会社や公的機関とやりとりをしておりますけれども、なかなか実績に結びついていないというようなことも踏まえまして、今年度は札幌医科大学の協力をいただきまして、医科大学の医学部3年生の地域滞在実習というのを受け入れて、3日間当院で実習というのを実施してきております。これにつきましては、議員の皆さんからもたくさん地域とのふれあい交流の中で参加をしていただき、そのあと学生さんから寄せ書きで手紙をいただいて、木古内町の皆さんの地域医療に対する認識がすごく高かったというような礼状が届いておりますので、この場を借りてお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

またこの間、患者確保の取り組みとしてやってきております、福島町の患者送迎バスにつきましても、前年対比 261 人増加ということで、収支についても均衡というよりバスを動かすことによって患者が増え、バス運行経費を上回っているというような状況でございます。このような中、収支につきましては、半期は平成 27 年度以来、実は 4 年ぶりの赤字というような数字になっております。前年対比では、2,170 万円ほど収支が悪化しているというようなことでございます。ただ、最低限目標であります資金ベースでの前年度との比較につきましては、前年度が 6 億円、今年度が 5 億 9,100 万円ということで、800 万円程度減っておりますけれども、この要因は 3 年に一回の退職手当組合の精算金が発生しているというようなことでございますので、本業の収益的収支に基づく資金ベースの収支につきましては、均衡というようなことになっております。

それでは、収支状況の詳細につきましては、担当の西嶋よりご説明申し上げます。

平野委員長 事務長のほうから概要を詳しく説明いただきましたので、ページ数多いですので、縮小できるところは縮小した中で、説明していただきたいと思います。

西嶋主査。

西嶋主査 経営管理グループの西嶋です。よろしくお願いたします。

私のほうから平成 31 年度の病院事業会計上半期の決算状況について、説明させていただきます。

ページにつきましては、3 ページをお開きお願いたします。

はじめに、患者の利用状況でございます。上段の表につきましては、入院・外来の患者数の実績を掲載してございます。

平成 31 年度上半期の入院患者数は、8,524 名ということで、前年度対比で言いますと 59 名減となっております。1 日あたりに計算しますと 46.6 名ということで、前年の上半期の対比で言いますと 3 名程度減少している状況でございます。この稼働率が 5 割に満たない状況につきましては、昨年の下期が 1 日あたり 47 名でありましたので、その状況が現在も続いているというような状況で捉えてもらえればというふうに思います。

外来患者数につきましては、2 万 883 人でございまして、こちらについては 105 名引き続き、増加傾向で推移してございます。この患者数の詳細につきましては、資料の 5 ページ目をお願いたします。

患者の利用状況を四つの表でまとめてございます。上段の 2 表につきましては、入院にかかる表でございます。下段 2 表については、外来に関する表となっております。

まず一番目の表でございますが、入院患者を内科・外科・整形外科の科別で分類してございます。整形外科につきましては、昨年より増加してございますが、内科・外科につき

ましては、減少している状況でございます。数字については、記載のとおりでございます。

次に、二つ目の表でございますが、町村別の入院の状況を載せてございます。福島町・松前町は増加してございますが、当町につきましては減少している状況でございます。

三つ目の表でございます。外来総対数でございますが、内科・婦人科・歯科・眼科・透析については、若干の減と。その他、整形外科・小児科・泌尿器科がちょっと大きく伸びている傾向にございます。

次、四つ目の表でございます。外来患者を町村別に区分したのになります。大きな増減といたしましては、知内町が患者送迎バスの効果もございまして、大きく増加している状況にございます。その他については、若干の減という状況でございます。

また、6 ページには平成 24 年度からの入院・外来患者を月ごとに推移した表を掲載してございます。目指すものとしたしましては、やはり経営に直結する入院患者数の減少であります。昨年度から平均患者数が 50 名を割りまして、今年度におきましても引き続き、50 人に満たない状況となっております。

次に、3 ページに戻っていただきます。

収支の中段より下段の状況でございます。まず収入でございますが、入院収益については、この数字につきましては、全て税込みの表示となっております。まず入院患者の減少によりまして、前年度より 1,631 万円減額の 2 億 5,895 万 8,840 円、入院収益でございます。外来収益につきましては、外来患者数が増加したものの、外来単価が下がったこともありまして、前年より 463 万円減額となっております。

次が、その他医業収益でございますが、検診等の収入でございますが、こちらについては前年と同様の 1,376 万 283 円という状況です。

他会計負担金です。前年度同時期では、1 億円というようにございまして、決算時においては同等の 4,321 万 3,000 円となっております。こちらにつきましては、繰入基準が変わったことに伴う項目の変更となっております。

医業外収益についても同様に、前年度と増減ございますが、上期での一般会計繰入額については 1 億円で、昨年と同額となっております。これらによりまして、上半期収入合計では、前年度より 2,771 万円減額してございまして、5 億 9,436 万 4,114 円という状況です。

次に、費用でございます。医業費用につきましては、給与費が管理栄養士の採用などがございまして、248 万円増額となっております。

材料費につきましては、入院患者の減少もございましたので、減額となっております。

経費につきましては、150 万円程度減額となっております。

ほかの状況でございますが、病院職員の採用に関わる紹介手数料の報償費がございまして、こちらについては支出はございませんでした。あと、エアコン等の節電、燃料費の抑制によりまして、約 40 万円程度の節減が図られてございます。あと、修繕費用につきましても 100 万円程度抑制してございまして、今後、老朽化に伴う突発的な費用が懸念されているところでございます。

また、増税対策といたしまして、ゴミ袋・コピー用紙・洗剤などの消耗品・備品につきましては、増税前に約年間分の 96 万円程度を購入して節税してございます。

あと、研究研修費につきましては、上半期減額となっておりますが、こちらについて

は学会等の日程によりまして、減額となっているものです。内容については、変更はございません。

あと、医業外費用については、支払利息及び企業債取扱諸費が前年より 99 万円減額で、1,011 万 469 円という状況でございます。このことによりまして、上半期費用合計は、前年より 601 万 2,680 円減額の 6 億 222 万 7,852 円という状況です。この結果、収入、支出、差し引きますと 786 万 3,738 円が赤字決算となっております。

なお、上半期昨年度と同時期に比べますと 2,100 万円ほど収益が悪化している状況でございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

経営分析に関する調べということで、上段に六つの項目で記載してございます。

まず 2 項目目、ア入院患者の延患者数の減少についてですが、入院にかかる取扱件数については、平成 29 年度より変わってございませませんが、病院に入院している期間の在日数が一般病床、地域包括ケア病床ともに減少傾向にございまして、その結果延べ人数も減少している状況となっております。

次に、外来患者数については、引き続き増加傾向でございます。

3 項目目の診療収入でございしますが、入院単価が若干増加いたしまして、3 万 380 円となっております。外来患者につきましては、先ほどもいいましたが 267 円減で、1,656 円という状況です。その結果、収益については減少いたしましたが、その減少の要因でございしますが、泌尿器科など比較的診療報酬が低い科の患者数が増加したことが影響しているというふうに認識してございます。

なお、上記の診療報酬分で後日 12 月に増点処理がされまして、300 万円ほど加算処理されてございます。ですので、決算期では若干これよりも単価が上がるということが見込まれる状況でございます。

あと 4 項目目、給与比率については、新採用もございましたので、若干の増となっております。

5 項目目・6 項目目につきましては、数字が高ければ良化というような表現でございしますが、説明があったとおり、若干下がっている状況です。

下段の表につきましては、予算に対する上記決算状況となっております。

また、7 ページには新改革プランに掲げる収支計画に対しての比率でございします。収入率、支出、執行率を掲載してございまして、収入率が 41. %、支出、執行率については 41.7 % という状況でございします。

決算状況については、説明は以上でございします。

平野委員長 それでは、説明が終わりましたので、各委員から質問があればお受けいたします。どなたかございませぬか。

私のほうから何点かなんですけれども、まず歯科なんですけれども、5 ページの外来の人数で、前期だけで 90 の減なんですけれども、この要因と言いますか分析していれば教えていただきたい。

それと、入院の数がみてのとおり減っているんですけれども、上半期ということは 9 月までだと思っておりますけれども、12 月・11 月の現状は上半期の報告とちょっと先にいくんですけれども、現状どうですか。50 %切るぐらいの推移なんですか、それとももっと下がっ

ていますか。2点をまずお聞きしたい。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず1点目の歯科の患者数の減少につきましては、昨年知内の歯科医院の先生が病気されまして、休院していたというようなことで、当院に歯科の患者さんが流れてきたというようなことで、去年はイレギュラー的な増員になっていますので、ことしは開いているというようなことでございます。

あと、現状の入院患者につきましては、上半期同様やはり50人に届かないで40台の6・7人ぐらいで推移しているところです。

平野委員長 わかりました。私この10月・11月も病室に用事あって行ったんですけども、もっと少ないんじゃないかなって感じたものですから、現状維持以上は最低確保できないとさらに厳しくなるなと思って心配して聞いたんです。

それと、歯科が去年が増えたっていいことですけども、ここの歯医者さんすごい人気あって、私もかかっている同じくかかっているかたの評判がすごい良いんです。いま現在も予約すると、2か月・3か月待ちになっている現状なんですよ。ですので、お客さんがいなくなって減っていることじゃないんですね、事実。だとしたら、1日あたりのこなす数が減っているものなのか、職員の人数、対応、休暇も含めて、そういう理由で減っているかの要因があると思うんですね。1人の先生でやられているので、どんどんどんどん増やすっていうのもそれは仕事としては大変だとは思いますが、人気がある歯医者さんなんですけれども、待ち期間がとても長いということで、違うところに流れているっていう現状もありますので、上半期だけで90減ったっていうことは、平均すると休みの日も含めると1日あたり1までは届かないと思うんですけども、0.78ぐらいなのかもしれませんが、減っているっていう現状。これは、やり方次第ではもっと数増やせる状況だと思うのですよね。その辺の見解ともし今後のあれわかれば。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 想定の方が減ったというのは、先ほど申し上げたとおりです。あとは、歯科検診にかかる当院の負担というのも結構大きくなってきていますので、開院日数が若干減少しているというのはあると思いますけれども、先ほどご質問がありました11月末現在の診療科目別の数字でいけば、歯科が1日あたり0.5人の減少というような結果が出ていますので、1日あたりの患者数からみるとさほど変わっていないというようなことがわかりますので、委員長がおっしゃるような懸念というのはないのかなというふうに思います。

平野委員長 でも0.5減っているわけでしょう。ということは、2日で1人っていうことは、このあとも当然90までは届かないにしても減っている事実なわけですから。じゃあもとよりもなんで減っているんだ、実際減る事実があるわけですから、それは1人でも2人でも多いにこしたことはないわけですから、その心配なんですよ。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 そこは、前年対比で例えば10%とか落ちているっていうことであれば、心配されているようなこともあると思いますけれども、0.5人とかということであれば、診療内容の状況とかも含めると高齢者が多くて、1人にかかる時間も増えるとかというような問題も出てきますので、この辺の減少であれば特に心配するような問題はないのか

なというふう認識しております。

平野委員長 わかりました。

安齋委員。

安齋委員 入院患者が減っているという出し方なんですけれども、これの人数の出し方については、例えば1人のかたが1回入院する日数、昔に比べると1回の入院日数が減少しているという社会的情勢があると思うのですけれども、実際にこの病院を利用された人数ではなく、その時に入院していた人達の日数でなんか割っていったような感じの数字の取り方になるのでしょうか。

平野委員長 西嶋主査。

西嶋主査 1日あたりの入院数でございますが、在院している人の数の延べ人数でございますので、利用されたかたの人数ではないということです。ですので、利用されているかたの人数で言いますと、29年度ぐらいからほしい850件程度で、同じような人数が推移しているという状況でございますので、在院期間が短くなったことによる減というふうに捉えてもらえればというふうに思います。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

上期の患者利用状況については、先ほどあったように外来の収益について単価が下がっているよということ諸々含めて、この資料で理解はいたしました。

それで1点なんですけれども、ことしの9月の決算委員会の時にも小児科の部分について、質問させていただいたんですけれども、ことし前期見ますと30年度前期267人に対して、31年度で298人と、31名増えて11.6%の増ということのようです。それで先月、たまたま小児科に行ったところ、イメージとしては子ども1人・2人いればいいのかなとそういったイメージでおったものですが、10人近く子どもがちょうど何かインフルエンザなのか、何か流行った時期なのかわかりませんが、子どもの遊ぶ場所が溢れかえるぐらい非常に賑わっていた。賑わっていたという言い方が不適切かもしれませんが、子ども達が受診しにみえていたということでもあります。もちろん町内のかたもいたんですが、そのほかに町外のかたもいらっしゃいました。中には、おじいちゃんおばあちゃんに会いに里帰りして、そのついでに来ていたというかたもいました。いろいろコミュニケーションとりながらお話をしたところ。それで、大きく問題を捉えた時に、2025年・2040年問題、それに向かって病院がこれからたくさんの苦勞を乗り越えながらも、その地域の役割を果たさなければいけない。そういった部分を考えて時に、もちろんいまの子どもの数、人口から考えると週に1回とそういうことで理解もしていますし、いままで例えば委員会にしても予算委員会に決算委員会にしても小児科の受診回数については、全く話しに上がっていなかったという部分も理解いたします。ただ、この地域全体で考えた時に、知内・福島・松前それぞれの町が小児科、週に何回受診されているんだろうかと。その辺りの実態もいろいろ調べていくと、やはり北斗市・函館市まで特に冬は雪道を運転していくわけですよ。

ですので、いままでの木古内の人口といまの木古内の状態を考えれば、週1日という病院の役割としては理解するのですが、ただ問題は大きく捉えて2025年・2040年、そして4町でのこの木古内の病院の役割と地域での役割を考えた時に、小児科を充実させる可能性もやはり真剣に考えるタイミングではないのかなというふうに、日に日にそういう思いが

強くなる部分がございまして、もしかしたら一般質問になるのかもしれないのですけれども。上半期をこのように終えた段階で、病院としてはどのように考えているのかなというのを教えてくださいなと思います。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 このご質問につきましては、先ほどおっしゃったとおり、決算の時にも出ましたけれども、いま地域医療構想を厚生労働省のほうが進めている中で、小児科や婦人科などの特殊的な診療科目については、医療圏で集約するという方向が出ています。それらのドクターも少ない中で、じゃあ確保できるのかという問題もありますので、これはやはり国の方向に基づいて小児科、周産期医療につきましては、函館に頼らざるを得ないのかなというのがこの間の当院の方針でございます。ですので、これというのはやはりぶれない中で、いまの週に1回に来ていただいた中で、診療提供をさせていただくと。

ただ、そこで対応できない部分につきましては、乳児についてはなかなか当院の医師でも診られないというようなところはありますけれども、小学校や保育園の年長ぐらいですと内科のドクターでも対応できますし、そこで対応ができないということであれば紹介状を持った中で函館の医療機関を受診していただくというような方策もとれますので、現状のスタイルで運営はしていくということでご理解をいただきたいと思います。

いま厚生労働省のほうでもこの地域医療構想と一緒に医師の偏在対策、そして働き方改革の三位一体改革に取り組んでおりまして、命を守り、医療を守る国民プロジェクト宣言というのをやっております。この中でもやはりそのような小児科については、医療圏の中で責任を持つところがやるというふうになっておりますので、その流れからしても当院で小児科を常勤医おいてやるということは、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 すみません、常勤っていう表現は私していないので充実、週1日なのを2日なのか3日なのかそれも含めて、常勤っていう表現はしていないので、ちょっとそこだけ私の説明不足があればお伝えしたいなと思うのと。

最後1点だけ、ほかの知内・福島・松前のいまの現状と言いますか、そういうのは病院としてはどの程度まで把握されているのでしょうか。

平野委員長 小児科に限定してってことで。

鈴木委員。

鈴木委員 そうです。もちろん責任のある病院、地域がっていう説明でももちろん理解できるのですけれども、そのほかの他の3町の現状については、情報という意味ではどこまで把握されているのでしょうか。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず松前町につきましては、町立松前病院がありますし、その診療方針は総合診療医で何でも診る先生をおいていますから、そこで対応してくださいというのが松前町のルールです。ですから、小児科については、いま松前町についても函病から先生が行っているはずで、当町と同じようなスタイルでやっているのかなというふうに思います。そのような内容で把握しているところであります。あとは、知内町・福島町につきましては、前回の決算委員会でご説明したかもしれないのですけれども、知内町か

らも知内町は子どもが増えてきているので、まち課のほうから知内町のほうから小児科の充実についてどうなのかというような紹介がされています。お金の問題なのかと、お金を出せば小児科を開設してくれるのかというような紹介があったのですが、お金の問題じゃなくてあくまでも地域医療構想、医療の病院の役割分担でやっていることなので、そこはご理解していただきたいということで回答しておりますので、鈴木委員と同じような考えの中で小児科の日数を増やしてもらいたいというような要望は届いております。福島町につきましては、光銭先生が小児科も標榜しておりますので、そこは光銭先生が対応しているのかなというふうに思います。

先ほどご質問の中で、常勤医ではないですよというようなことをおっしゃられましたので、今後、地域的に子どもが増えていって、小児科に対する需要が多くなれば、当然それには対応しなければいけない義務が自治体病院としてはあると思いますので、そこは派遣機関であります函病と連携して、増やせるのかどうかということで、協議することはやぶさかではありませんし、現に泌尿器科の診療につきましては、患者数が増えすぎまして 1 人の先生では対応できないということで、週 1 回から週 2 回に増やした経緯とかもありますので、そこは柔軟的な対応をもってやっていきたいというふうに思います。

平野委員長 この辺にしましょう。また予算委員会等々で話す機会があれば、一般質問も含めて。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ続いて、新井田委員。

新井田委員 新井田でございます。

いま 31 年度の上半期の状況について、縷々ご説明いただきました。文面では、文面やら数字的なものに関しては、概ね理解はできます。ただ一つ、いろいろ事務局長から状況報告の中で、取り組み方も含めてお話いただいたんですけども、どうも結果だけなんですよ、資料としても。そういう形にしかならないのかどうかわかりませんが、ちょっとそぐうのかそぐわっていないかわかりませんが、思うところ感じたところを聞いてもらいたいと思うんですね。基本的には最終的には、赤字だよ。上半期については、金額は別としても赤字なんだということなんだけれども、いろいろ昨年から昨年といういろいろな現状、この近況を含めて我が町あるいは広域部分の状況を踏まえた中で、こうだあだだという入院患者、あるいは外来等の人数も含めて、いろいろ分析されてきたと思うんですね。しかしながら、最終的には赤字なんだよねっていう部分しか見えてこない部分が私はそんなふう感じているんです。だから、いわゆるプロセスが全くわからない部分があって、これだけ資料があるんだからわかってよっていうことなんだろうけれども、どうもその辺が結果だけちょっと言われるようななんかそんなふうには私は感じたものですから。極力、分析を今後例えば 1 年間、いわゆる下半期も含めて、これ見ると概ね去年と同じくらいの状況なのかなっていうようなことなんだけれども、書き方とすればこうだけれども、下半期に関してはやはりこういう施策をもって、なんとしても黒字にもっていくとか、そういうやはり書き方って私は必要でないかと思うんですよ。それに向かってやった結果、赤字ならこれは仕方ないんだけど、そういうプロセスが非常になんかモヤモヤ感があって、ちょっとその辺私感じたんです。だから、事務局とすれば、「いやい

や、そうでないんだ」と、「新井田さん、病院とすればこれだけ一生懸命やっているんだ」という部分がいまいま感じられなかったものですから。その辺は今後、いまどうだこうだということではないですけれども、個人的にそう感じたものですから、その辺はやはりまた機会がありましたら、その辺も含めてご答弁きちんと考えていただいて、我々委員がなかなか数字だけこうやって言われても、なかなか我々も大変申し訳ないんですけれども、理解できない部分があるんですね。本当に内容に関しては、一生懸命やられているというのは十二分理解できます。していますけれども、その辺の結果だけというようなイメージがあったものですから、その辺は次また機会ありましたら、我々とすればこういう分析をしてこういう結果だったんだというぐらいの資料含めて、ご提示いただければなどそんなふうに感じましたものですから、返答はいいですけれども。

平野委員長 新井田委員の思いとしては伝わったと思いますので、そのことに関しての答弁はいまはよろしいですね。

ほか。

又地委員。

又地委員 5 ページの入院、外来の木古内町だけの部分でちょっと考え方を聞きたいなと思うのですが、入院では木古内町が 491 人の減、外来では 126 人、これはどうしたことなんでしょう。例えば、入院患者がこんなに木古内町の前の年と比べて減っているということは、木古内町の町民はすごく元気な人が多いんですよというふうに捉えているのか、あるいは木古内町民なんだけれども、うちの町立にかからないでよそに行っているというふうにとるのか。それは、どっちなんだろう。私は、例えば入院患者さんが減ったと。そうしたら、木古内町の町民は予防だとかそういうの一生懸命病院サイドでいろんな町の担当部局で、一生懸命やっているから入院する人が少なくなったんだと、これは素晴らしいことだと思うんですよ。だけれども、最終的には収支の部分でどんだりこんだりって議論になるわけだけれども、その辺例えば入院患者が 491 人減ったと。これを素晴らしいことだと捉えているのか、どうなのか。これは、外来にしても同じです。私は、患者さんが減ったということは、私の考えでは健康なカタが増えてきているんだというふうにもし捉えたとしたら、素晴らしいことだなとそんなふうに感じているんだけれども、その中身はどうなんだろうと実際に。それは、いろいろ町立うちの病院にかかったと。「だけれどもさ」という声も聞くわけ。意味わかると思う。「だけれどもさ」と、「だから」という町場の声もある中で、どんなふうに捉えているんだろうと。その辺をいろいろ分析した中で、そうしたら収支が赤字だからどうするかっていう部分に取り組んでいかないとだめだと思うんです。いくら黒字にしようしようって言ったって、町立病院のある意味では評判だ。評判が悪ければ町民はかからないというところにいけば、いつまでたっても赤字だ。

あともう 1 点、他会計負担の部分で、これはきちんと役場の町のほうに入ってきた部分、これはきちんともらっていますよね、その辺も。これは昔、運営審議会の中でいろいろ議論した中で、ある時期から病院のものできた部分は全部病院に出すという約束事をしているので、その辺どうなのかなと。これは、前回も私聞いたと思うんだけれども、その辺の確認もあわせてお願いしたい。

平野委員長 大きく分けて、2 点について。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 議長からいただいたご質問につきましては、先ほどの新井田委員さんからの分析しているのかなというようなことにもつながりますので、その辺もあわせてまして回答の機会をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、分析ということで患者の動向がどうなのかというのを少し分析しております。

それで、当院の患者さんというのはほとんど高齢者のかたが多く、年齢が 75 歳以上のかたが 9 割以上を占めております。この 75 歳以上の人口の推移を見ますと、5 年前からの統計で木古内町は 1,129 人から 1,135 人とほぼ横ばい。知内町についても 841 人から 868 と微増、福島町も 1,021 から 1,031 と 10 名しか増えていない微増という形の中で、ほぼ変化のない中でできております。ですので、この人口だけ見ると減ってきておりませんので、患者の対象となるようなかたはいらっしゃるというような中での減少というふうにみております。また、中長期的にみましても、国立人口問題研究所が出している数字を捉えると、この数字は 2025 年までほぼ 75 歳以上の人口は、診療圏域で変わらないというようになっておりますので、前回の改革プランを策定した時は、患者数はそんなに減らないのではないのかというような推測のもとに収支計画を策定した経緯があります。しかしながら、この 3 年間で患者数が外来は増えましたけれども、入院は大きく減っているというようなことで分析をした結果、まず一つは看護体系の見直しによって、10 対 1 で体制を敷いていることによって、平均剤日数を 21 日以内にする要件があるというようなことで、まず平均在日数が少なくなってきたというふうな中で、国の診療報酬体制の中で在宅医療へ転換してきているということで、当院につきましても訪問看護や訪問リハビリで、なるべく在宅のほうに行っていただきましょうというようなことで、この間の平均在日数が去年に対比して、ことしは 2 日ぐらい短くなっているというような要因があります。今回、外来で木古内町だけで 125 名の患者さんが減ったんでないかというようなご指摘につきましては、実は光銭先生が昨年クリニックを閉院された時に、うちの病院にかかれた患者さんが 150 人目を超えるようなかたがいらしてくれました。そのかたが閉院とともに集中的に 3 か月間、薬が切れまですので 7・8・9 で来たというようなことがありますので、この患者さんが平均的に外来の受診回数が少なくなったというようなことも影響して、当院の患者さんが 126 名減ったのかなというような分析をしているところでございます。

また、入院患者の大きく減少した部分につきましては、これは 31 年の数字がまだ確定しておりませんので、27・28・29・30 年度の後期高齢者の入院日数を調査しました。この中で、当町につきましては 28 年が延べ入院日数が全体で 1 万 6,800 人ほどおります。29 年で 1 万 5,264 人と 1,600 人ほど大きく減っています。30 年が同じく 1 万 6,800 人ということで、グラフに表すと V 字なんです、V 字の形。あつて減って増えていると。これを過去 3 年間の木古内町における入院日数をみますと 24 人、21 人、24 人ということになっておりますから、全く入院日数と同じような折線グラフになりまして、相関関係がしっかりしているっていうことになっておりますので、これだけを見ますと他院へ流出しているのではなくて、単純に議長がおっしゃるように、その 29 年度については健康な人が入院を必要としないかたがいたというようなことで、分析をしているところであります。ただ、これはあくまでも入院日数の分析でありますので、医療費のほうを調べたところ、医療費は残念ながら 28 年が 5 億で、29 年が 4 億 7,000 万円と入院日数に伴って下がっているんですけども、30 年度は逆に 6 億 2,000 万円という結構増えている。これ数字はちょっと確かかど

うかはわかりませんが、6億2,000万円という数字になっていますので、医療費自体は増えていますので、ちょっと重度な患者さんが増えているのかなと。その重度な患者さんというのは、やはり当院では対応できませんので、高度急性期であります函病なり五稜郭病院なり中央病院に流れているというような分析をしているところでございます。

またやはり、当院の診療圏域は知内町も対象になっておりますので、同じような分析で知内町も調査しました。知内町につきましては、入院日数は28年が1万6,300人、そして29年が1万5,200人、そして30年が1万3,700人と右肩下がりで、知内町も本当健康なかたが増えているというような分析をしております。

一方、当院の受診状況を1日あたりどうなのかと言いますと、28年が19.6、29年が18.3、30年が16.2とやはり同じように相関関係で、グラフも当院の受診する患者さん、そして知内町全体の入院患者というのが同じように下がっております。ですので、議長が心配されるように他院へ当院の評判が悪くて流れているのかというのは、この分析上からはあまり当院のほうでは心配していないところでありますけれども、ご指摘は確かにたくさんされておりますので、その辺は今後も病院一丸となりまして、いろいろなプロジェクトや病院での院外活動をとおして、地域診療圏域の皆さんにかかりつけ医ということがやはり一番大事だと思いますので、かかっていたくように邁進していきたいというふうに思っているところであります。

二つ目の一般会計からの負担金につきましては、ご心配されているようなことはなく、全て町から繰出金として病院事業に対する交付税は、繰り入れをさせてもらっております。

また、昨年からは総務省の繰入基準の見直しがされまして、不採算地区の病院に対しては、町もそれ相応の負担をしなければならないというような決まりがありまして、町にもそれをご説明して納得をいただき、いままでは交付税イコール繰り出しだったんですけれども、若干町の上乗せもありながら、繰り入れをいれていただいているところであります。

さらに、過疎ソフト事業も今後申請しますので、過疎ソフト事業が適用になるともうちょっと病院への繰り入れというのが厚くなりますし、新井田委員さんからの今後の年間とおしての収支計画ですけれども、このままだと約2,500万円から3,000万円ぐらいの赤字決算になるのではないかというふうに見込んでおりますが、交付税がこの間特交と普通交付税で2,500万円ぐらい増える見込みです。ですので、それがうまく増えるのと過疎ソフト事業が適用されるとなると、もしかすれば年度末で収支均衡が図られるかなというような見込みも立てておりますので、まずは病院としては収支も大切ですが、地域の方々に受診していただくということをモットーに今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 いろいろ病院の収支を考える時には、患者さんをいっぱい入院させないとだめだというような大まかに言えば、あるいは外来患者にしても、もっともっと確保しないとだめだという極端に言えば。そうなんだけれども、先ほども言ったけれども、木古内町の町民が減っている。そうしたら、健康なんだねって捉えればこれはうれしいことだし、ただ地域包括ケアシステムの構築を考えた時には、やはり早く在宅復帰をしてもらうという観点からいけば、入院患者数が減って将来減っていくんだよと、減らしていかないとだめだと極端に言えば。そんなところに落ち着くのかなと思うのですよ。ただ、来年の秋にな

ると自治体病院の話がありますよね。そのことも平行して考えていくと、大変な時期にくるのかなという心配は随分あると思うんですね。小澤管理者もちょこっと言ってあった、将来的にはベッド数の削減云々ということも言っておりました。ただ、木古内の経済を考えた時には、やはり木古内で一番の事業所だと私はそんなふうに感じているんですよ。そうするといま 100 床でいって、そうしたら将来何床に、これは簡単に我が町だけでベッド数の削減っていうのはあり得ないだろうと。南渡島全体の中で来年どんな形になって出てくるんだろうなというところにいかさると思うんだけど、木古内の経済を考えたらいろいろあれしている中では、やはり例えば 491 人減っている、126 人減っているという部分の調査をもっとしっかりやるべきでないのかなと思うんだよね。それは、例えば眼科だとか耳鼻科だとか週に 1 回か 2 回来る。重症の人方はやはりバスで迎えに来ている、眼科にしても耳鼻科にしても。あるいは、整形外科にも迎えに来ている、函館からも来ているし、あるいは北斗からも来ているということを目の当たりにしているわけだから、その辺の対策を勝ち取るっていうところまでいけるかどうか私はわからないけれども、入院患者さんがあるいは外来患者さんが減っているっていうことをもっと深く調査してみる必要があるんでないのかなと思うんだけど。あるいは、町民の皆さんに町立にかかったださいってというようなある意味での PR なんだけれども、その辺はしっかり私はしていると思うんだ。病院サイドで、いろいろ担当課のほうと連携をとりながら、ことしも 2 回くらいやったのかな。例えば大学の学生を呼んだりだとか、ああいうことはすごく良いことだと思うし、ある意味では町民の皆さんには町立にかかったださいよというような何とかな、ある意味での啓蒙というか PR というか、その辺をもう少しするべき部分があるのではないのかなとそんなふうに思っています。函館に出るということは、負担も大きいんですよ、患者さんにすれば。交通費もかかるだろうし、だけれどもまた迎えに来てくれているバスに乗っていけばタダだし。ただ、分析するとなんかすごい楽しみを持っているんだね。迎えに来たバスに乗って行って、お昼になるとその病院に行ってみんなでなんか食事を楽しんで帰ってくるとか、そういう病院もあるようだし、ある意味ではそういう部分は何とかな勉強してみる必要性もあるのではないのかなと思ったりしています。

例えば医療バスの件にしても、例えば 1 日平均 3 人、例えば減るとする。そうしたら、普段がら空きでないのかなと医療バスが、そんなふうを感じる部分もあるのですよ。だから、実態として医療バスの有効利用されているのかどうかということもあわせる中で、ちょっと検討してほしいなとそんなふうに思っております。答弁はいりません。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま又地委員のほうから、地域包括ケアのお話がちょっと出ましたけれども、これはご案内のとおり、木古内町も総力挙げてというようなその言い方が正しいのかもしれないけれども、そういう中で病院体制もあるいはいま東さんも来られて後ほど話が出るんでしょうけれども、医療とそういう施設の関係の中で、実態把握されていないのかどうかわかりませんが、実際ここ掲げてから地域包括ケア掲げてから、その辺の感触とかいわゆる居宅介護という中での位置づけの中で、各町内会含めてあるいは医療関係含めて頑張っただけられているとは思っているんですけれども、そういう手応えとかいまいまどういふふうな状況で捉えているのか、その辺ちょっと病院サイドから見ただけでわ

かる範囲で結構なんですけれども。

平野委員長 副町長。

大野副町長 病院については、主管課ではございませんので、保健福祉のほうで進めているわけなんですけれども、地域包括ケアの考え方の中には、要介護認定を受けて介護度が付いているかただけではなくて、介護予防も含めての事業ですから、地域の中では議員の皆さんもご存じのとおり、サロン活動がはじまっています。そういった中で、通ってもらえる場所ができ、そこに参加をして機能を維持する。通ってきているかたそのものは、あまりそういうイメージを持たずにお楽しみで行きたいということだと思います。ただ、提供する側としては、例えば「ふまねっと」をやってもらって、ゲーム的に機能を維持していくと。

あるいは、マージャン教室をやって楽しみ、外に出てくることによって機能が維持されますから、それは病院にかかることを抑制する効果にもなる、いわゆる健康寿命を延ばしていく、介護を受けずに。例えば、いくら 100 歳までと言いましても、健康で在宅しているかたと施設に入所してケアを受けているかたというのは、やはり思いが違うでしょうし、ご本人の尊厳を守る意味でも両方必要なサービス事業なんですけれども、やはり保健サイドとしては健康寿命をいかに延ばしていくのかというのが大事な視点です。介護のほうになるとそういう状態になったかたをどのようにケアをしていくかということで、施設なりあるいは在宅のサービス。病院のほうは、患者に対して在宅訪問をして、その機能を維持する役割を担っていただいています。保健福祉と病院との関係をもっと密にしたいというふうには思っています。そこは、社会福祉協議会の訪問ヘルプサービスなんかも一緒のものということで、地域ケア会議を開いている中で、もう一段連携を進めていきたいなというふうには考えております。

それと、先ほど来年の地域医療構想の中で、いま病院再編統合というのが出ていて、9 月までという期限は少し延びますけれども、病床数を減らすというダウンサイジングの考え方は、99 床を縮めますという考え方ではないです。これは、先ほど事務局長も言っていましたけれども、包括病床です。いわゆる回復期のかたをいま 20 ベッド用意しているのを 30 にしようかですとか、というのはきょうお示ししているように、50 を切る入院患者数がこれ 1 年・2 年と続いているわけですね。そういった中で、空床をじゃあどう使っていくのか。それは、医療の体制の中では療養病床というのもございますから、そういったことも含めて検討をする。その検討の素材には、皆さんから質問が出ているやはり調査をしなければというか、把握をしなければどの体制にもっていくのかというのを決めるための例えば国保のほうの患者がどういう動きになっているのか、医療費が先ほど前年は減っていた、前々年も減っていた、でも今年度は大きく増えそうだとこういうような町内の患者の流れをつかむとすれば、国保に加入しているかたの動向がわかりやすいと思いますので、そういったところも分析しながら、来年のこれは国保病院は病院改革プランの再改定を行いますから、これはもう日程として決められていますので、その中で反映をできればというふうに思っています。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わかりました。病院側とすれば、やはり地域包括ケアの中で、在宅医療だとかあるいは一方では、我々もちょっと簡単に経営があまりよろしくないよねとかそんな質問なんだけれども、要するにそういう相反している部分が当然あるので、要するに住民

のかたが健康になっていくっていうのは、これは素晴らしいことなので、その辺の病院としての見方がどうなのかなというようにちょっと思いがあったものですから、いまの副町長が答えてくれましたので、十分わかりましたので、ありがとうございます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 副町長、例えばいま 99 床で木古内は動いていると。例えば、99 床を違う何床になるのかわからないけれども、何床かを療養型の。例えば、そういうふうにしますか。そうしたら、20 床なり 30 床なりをそうしたとした時に、交付金は入ってくるの、その部分には。くるの、間違いなく。その辺がだからそういうことであれば、早くオープンにしてほしい部分がある。ということは、私こないのではないのかと思っている。例えば、99 床であれしていますよと。そうしたら、患者さんが少ないんだから 44. 何パーセントの利用率よりないわけだから、そうしたら減らしていくいかないの議論も当然いつの時期かにあるだろうと、患者さんがいないんだから。そうなった時に、いま副町長が言うそういう利用活用の仕方があるよとなった時に、そのベッドに対しての特交なり交付金がくるのかどうかと。

くるのであれば安心です、私は。こないとなったらこれ大問題です。正直言えば、ベッド数を私は減らすんだと思っている。99 床から、入院の部分。だけれども、違う活用方法を見いだすんだって、この部分に関しては従来通りの交付金がくるんですよというのであれば安心だと言う。だから、その辺をはっきりあれしてくださいよ。

平野委員長 話が広げすぎじゃないですか、上半期のほうから。その話、今後またする機会ありますので、その交付金の部分だけ答えて。

副町長。

大野副町長 交付金は変わります。交付金はきますけれども、金額は。計算基準は変わってくるので。

平野委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 詳細な部分なので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、療養であっても交付金は間違いなく現状と同じ額が交付税算入されます。ただ、副町長が慢性タイプの療養型のベッドの話をしましたけれども、住民ニーズではあるので、それを模索していくということにはなるかもしれませんが、地域医療構想の中の医療圏の中では、527 床療養減らすというふうな方向性が出ていますので、そこが認可機関の北海道と協議が必要になってきますので、かなり厳しいことになるということも想定されます。ここの医療圏域において増やすのは高度急性期、函病・中病・五病のベッドとあと回復期型のうちで言っている地域包括病棟は、それぞれ高度急性期が 224、回復期が 541 増やすというふうになっていますから、そこは北海道との協議がスムーズに行くのかなというふうに思いますので、その辺も検討しながらあとは医療従事者の確保という問題も出てきますし、交付税での入ってくる見合いなども含めて、総合的に判断していかなければいまの段階では、なかなかどうするああするっていうことはお答えできないと思いますので。

平野委員長 病院の将来のプランについては、このあと令和 3 年からのまた改革プランを作成する段階で、我々議員としても当然思いとして意見は申し述べる場面ありますので、そのような場でまた皆さんの様々な意見を出していただければいいのかなと。上半期の部分に対する質疑は、いかがでしょうか、皆さん。

なければ、私から 1 点だけ。先ほど、又地委員もだいぶ含みありながらも穏やかに話さ

れていたんですけれども、地元の患者が減ったことに対して、平野事務局長は議事録に残るので、気使った部分もあるのかもしれませんが、当院の不評ではないと断言されているんですね。これは、やはり考えを変えていただけないと思いますし、私はこれまでの様々な各委員会の中でも町民の声として、この病院に対するいろいろな考え、思いがあることを伝えてきました。今回の町政懇談会でも医者に対して看護師に対して以外の部分でも送迎バスの時間帯等々で、改善できないかという声も多々あったんですよ。それらを度外視して、それによって実際違う病院に行かれていますかたいるんです、たくさん。それは、不評という言葉が適切かどうかはわかりませんが、病院側がやはり改善していくことによって、その患者さん達を戻すということになるわけですから、様々な数字をもとに重度の病気のかたが多かったとか、その分析もわかります。しかしながら、現状の出ている声をかわすことなく、しっかり真摯に事務局側は受け止めて進めていってほしいなと思いますので、伝えさせてもらいました。

そのようなことで、ほかないようですので、以上をもちまして、病院のほうの事業会計の上半期の収支状況については、終えたいと思います。

昼休憩を挟んで、午後からは介護サービス事業会計のほうに進みたいと思います。

長時間になりましたけれども、昼休憩に入りますので、お疲れ様でした。

午後1時より開会いたします。

休憩 午後 12 時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続きまして、病院事業の今度は高齢者介護サービス事業会計の上半期の収支状況について、調査したいと思います。

早速、資料の説明を求めます。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 お疲れ様です。

私のほうからいさりびの関係の会計について、説明させていただきます。

高齢者介護サービス事業会計の特徴的事項を前段説明いたしまして、詳細について説明させていただきます。

昨年4月より特養いさりびとして、入所80床、短期8床の88床でサービスを提供してきましたが、昨年度は満床になれなかったという状況でしたが、この4月に定員の80床に達して、それ以降継続して満床状態を続けている状況でございます。

また、現在の待機者も10名から15名程度おまして、今後も引き続き、満床状況を確保できるものと思っております。

短期利用者につきましては、長期間利用していたかたがことしいなくなったことから、前年度より平均利用者数が少なくなっています。

通所リハビリにつきましては、1日の登録者数23から25名程度おりますので、継続的にサービスは提供しておりますが、昨年の上半期については、日曜日まで営業していたことから実績ベース、対比ではその分がサービス日数が少なくなっていることから、収入が少

なくなっている状況にはなっております。

また、職員数につきましては、全体で87名と昨年と変わっておりません。ということは、介護職員2名ほど少ないままの状況となっております。

4月以降は採用2名いたしました、退職者も2名いたということで、増えたり減ったり繰り返している状況です。今年度は、介護職員の確保対策といたしまして、支度金貸付制度をはじめたところであり、これで2名のほう採用しております。ただ、そのうちの1名残念ながら退職していると。面接をした中で、この貸付制度が応募の動機になっているかということについて質問させていただくと、やはり貸付金の制度について、応募した動機にはなっていると。1名につきましては、木古内のかたで函館の施設に働いていたかたなのですが、これを動機にうちの施設に応募していただいて、いま現在働いていただいているというような状況となっております。

また、あわせて奨学資金貸付制度も行いまして、春以降は対象校の3校へ訪問し、学校長や担当教諭に一応PR活動というかしてきたところですが、いま現在応募者はいないという状況です。

こういうようなことを踏まえまして、決算状況でいきますと損益では、約860万円ほどの黒字となっております。10月以降も満床は継続しておりますが、引き続き入所者の確保に取り組んで、経営の安定化を図っていきたく思っております。

また、職員の確保も引き続き力をいれて、労働環境の改善をしていくとともに、外国人の介護福祉士の候補者受入事業も引き続きの事業展開をしていきたいと思っております。

それでは、詳細について説明させていただきます。

説明資料の8ページをお開き願います。

高齢者介護サービス事業のまずは利用者状況ということで、表の一番上のほうです。説明させていただきます。

入所です。延べ人数、1万4,330人と前年度より1,539名増えております。1日あたりでは、78.3と満床を継続してきたことによって、前年度より8.4名ほど増えている状況です。

単価につきましては、1日あたり収入額で1万3,447円と163円ほど増えております。介護度について、3.9と前年度より0.1ポイント少ない状況にはなっております。

短期入所です。延べ人数で、421名と285名ほど少なくなっております。1日平均でいきますと2.3人ですので、1.5人ほど少ないと。単価につきましては、1万2,926円と860円ほど増えておりますが、利用者数が少ない状況では変わりはない状況です。平均介護度については、3.2と若干0.2ポイントほど少なくなっております。

通所です。3,102名と483名少なくなっております。この部分につきましては、先ほども言いましたように日曜日の営業を昨年の上半期まではしていましたが、それを止めたことにより24日分利用日数が少なくなっておりますので、483名少ないと。1日平均あたりは、19.75とほぼ前年度同様の人数となっております。単価につきましては、1万501円と308円ほど増えております。介護度についても0.2ポイント増えているという状況です。これを踏まえまして、事業収益、事業費用のほうに説明させていただきます。

中段にあります、特別養護老人ホーム事業収益です。施設運営事業収益、1億9,820万1,818円となっており、前年度より2,200万円ほどプラスとなっております。内容といたしましては、施設介護料これが特養の分です。1億6,534万1,056円と2,070万円ほど増えてい

ると。これが8名増えている部分そのまま収益として上がっている。

居宅介護料です。これが短期入所の収入の部分になります。451万9,260円と220万円ほど少なくなっております。これが1.5名ほど平均人数が少なくなった分となっております。

利用者等利用料です。2,828万7,262円と348万円ほど増えております。これにつきましては、入所の利用者数が増えたことによる利用料が多く入ってきているという内容となっております。

施設事業外収益、260万6,844円をプラスいたしまして、事業収益、事業外収益あわせて2億80万8,662円と前年度より2,220万円ほど増えているという状況となっております。

一番下段の通所リハビリ事業収益です。これにつきましては、事業収益では3,257万4,678円と400万円ほど少ない状況となっております。これが営業日数が日曜日分少なくなったことによる収入の減となっております。居宅介護料が3,086万6,680円と370万円ほど少なくなっていると。利用者等利用料については、170万7,998円で23万2,000円少なくなっているという状況の中で、あわせまして3,257万4,678円で、419万ほど少ない状況となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。

9ページにつきましては、費用のほうの説明をさせていただきます。上段については、特別養護老人ホームの事業費用です。事業費用につきましては、1億9,234万6,329円と360万円ほど少ない状況となっております。内訳でいきますと、給与費が1億1,850万1,726円と640万円ほど少ない状況となっております。あと、材料費、経費、委託費につきましては、施設入所者が増えたことによりおむつ代、また光熱水費、また給食の委託費が増えたことによる増額となっております。また、研修費につきましては、各フロアのリーダーのユニットリーダー研修等を実施したことから、研修費が増額となっております。

事業外費用あわせまして、1億9,740万4,672円と前年度より142万8,000円ほど増えている内容となっております。

通所リハビリテーションの事業費用です。2,734万5,593円と前年度より248万円ほど少ない状況となっております。給与費で、2,601万1,526円と230万円ほど少ないという状況です。あわせまして事業、2,734万5,593円となっております。

損益ベースですが、事業損益では1,184万574円と前年度より2,400万円ほどプラスになっております。また、経常損益でも863万3,075円と1,900万円ほどの黒字という状況となっております。

資料の10ページ・11ページにつきましては、利用者の状況について数値化しているものですので、ご確認をしていただければなというふうに思います。

また、12ページです。

この状況を踏まえた現金の状況はどうなっているかということで、今年度の最終的な収入見込みを立てた中で、キャッシュ・フロー計算書、家庭でいう家計簿のものになりますが、資料として添付させていただいております。

1番の業務活動によるキャッシュ・フローということで、これについては特養の事業、または通所の事業あわせただけの事業全体での現金の収益化になります。当年度純利益、最終的には決算として560万円ほど若干ではありますが、赤字になるだろうという状況の中で、現金ベースでいくと778万4,000円が事業ベースではプラスだと。ただ、投資活動こ

れについては、支度金貸付制度等を行っておりますので 84 万、または財務活動によるキャッシュ・フローということで、建物の起債償還です。3,400 万円ほどありますので、最終的には 2,700 万円ほどマイナスになるのではないかとということで、当初 9,400 万円ほどありましたので、最終的には 6,600 万円ぐらいの金額になるだろうと。今年度の予算委員会のほうで、収支計画書のほう提示させていただいております。見込みでは、今年度 2,000 万円ぐらいの現金マイナスと見込んでおりました。この差っていうのは何かというと、通所利用者当初は 22 名から 23 名を見込みを立てていたんですが、実際には 20 名ぐらいの分しかない。その中身は何かというと、登録人数は 23 から 25 を先ほど説明いたしましたがいるんですが、だいたい 1 日 1 割程度から 2 割程度の欠席者がいるものですから、その部分が結局はマイナスとして金額として出てきているというのが今回のキャッシュ・フローの中で示させていただいているものとなっております。

以上、高齢者の介護サービス事業の会計について、資料をもとに説明させていただきました。よろしくお願いたします

平野委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 12 ページのキャッシュ・フローの関係でちょっと確認したいんですけども、この中では 2 年前だったかな。恵心園からの 1 億、その以前は病院からの 1 億の借り入れ、それを含めていまこういう資金状態だということ、ざっくり言って厳しいのかなってところの一つ。確かにこれは、先ほど説明の中で前年比の部分の説明をしたけれども、やはり初年度は参考にならない。ということは、31 年がベースだろうと。だから、31 年から今度は 2 年との対比の中で、いろいろ比較されるべきなのかなと思っています。ただ、いま後段に言われた通所の関係、これは登録的には 23 人・24 人いて、当日の欠席者がいて 20 名。そういう状況で、これ 23 名いれば通所の部分はもっと経営的には良いんだよね、楽なんだ。ただ、いまこのあと来年度できる小規模多機能施設、これもやはり通所の扱いなんだ。そうすると、そこに通うとか行く人がはたしているのかどうかっていう。これ特養さんのことでなくて、町全体とすればそういう心配がある。ただ、それはいまここで議論しようとは思っていませんけれども、ただ特養の通所の実態からすれば、こうだよっていうことを説明受けたので、確かに小規模多機能もできて満床に近くなれば経営的にはすごくおいしい施設なのかなとは思いますが。これ通所の部分は、特養とすればもっとやはり拡大するっていうあれはいまのところはないんですか。ただ、特養のほかに光銭さんの通所もありますよね。そこ何名行っているのかちょっとわからないんですけども、そこでの情報交換はしているんだろうか。もし、その辺の情報もわかればちょっと教えてください。

平野委員長 東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 それでは、いまの竹田委員のご質問について、まずは回答させていただきたいと思っております。

通所の拡大というようなことになると思っています。実はいま相談員、またはりハビリの職員につきましては、利用者の登録の人数をもっと増やせないか。定員 30 名ですので、その枠の中である程度利用者を増やしていけないかということについては、相談をさせていただいております。いま 23 から 25 に止めている理由っていうのはちょっとありまして、

まずは病院事業のリハ全体の中で、8月にちょっと辞めたかたがまず1人います。今後1名辞めるかたもいまして、現体制の中でうちのいさりびだけでは利用者を増やしてはいけるんですが、4月以降の体制がまだ要は採用です。4月以降の採用人数だったりというところが明確にできていないこともありまして、いま現状利用者を制限している状況ではあるんです。ですので、その辺がある程度一律確定してくると、いまの利用者数を増やして、ある程度の休みのかたも見越しながら、利用者を増やしていきたいというのが施設側としてはあります。単純に単価だけで計算して、1日あたり3名利用者を増やしていくと、経営日数でいくと年間1,000万円くらい収益が上がってきます。職員については、いまの職員の中で回していけますので、単純にそれが収益化されていきますといまよりは当然、現金の支出はあったとしてもいまよりは圧縮できるっていうふうには思っていますので、いま通所のほうについては、ある程度増やしていける見込みが一番ありますので、そこについては手を付けていきたいというのが私としての考えですし、局長なり小澤先生にはその分も話をしておりまして、あとは担当の相談員、リハの現場の職員にも伝えている状況ではあります。

あと、杉の木さんとの情報交換ですが、実際そこについては町の地域ケア会議というところのある程度の情報交換はしているんですが、利用者等の情報交換はしていません。

大変申し訳ないんですけども。ですので、いま杉の木さんでどの程度人数がいるかっていうことについては、私のほうで把握できていないので、大変申し訳ないと思います。

ただ、うちの施設については一応リハビリの施設です。杉の木さんについては、デイサービスですので、リハビリのない施設ということで、じゃあそこについては差別化は図られているのかなど。うちの施設を利用しながら、杉の木さんに利用しているかたも数名います。実際にうちの利用をしている登録人数は85名程度なんです。その方々が週に1回だったり2回だったりということで、回数を利用しているんですが、そのうちの4・5名程度が杉の木さんで不足している分を利用していると。じゃあこの必要としている部分って何かというと、自宅に1人でいれないので、日中そういうところにお世話なっているっていうことなので、そういう人にどちらかと言うとリハビリメインじゃないからになるのかなというふうに思います。ですので、うちの施設を利用しているかたについては、リハビリを受けたいというのがメインですので、そこについてはある程度の差別化が図られるのかなと思います。

あと一番、小規模多機能の話も出ましたので、そこについて私が一番心配するのは、小規模多機能は通所の利用しながら、1日泊まることもできる施設になりますので、そうするとショートを利用している方々が丸一日お世話が小規模多機能施設でできますので、ちょっとそこが利用者がかぶる可能性もあるのかなということ、ちょっと心配しているところではあるのですが、ただこれは実際開設してみないと利用者の動きというのがわかりませんし、実際杉の木さんの利用者さんも動く可能性もありますので、こればかりは何ともいまの段階では私の状況ではつかめないというのが正直なところです。

平野委員長 ほか。

副町長。

大野副町長 きのう杉の木ケアサービス、デイサービスのほうの利用状況について、施設長さんから伺いました。いま、12・13名という通所の状況になっているそうです。ただい

ま事務長からございましたが、小規模多機能定員は 29、以前ご説明を申し上げましたように、町内で 430 名ほど介護認定を受けている中に、サービスを利用していないかたが 130 人ほどいらして、介護度 2 以下のかたは 116 名、こういった方々が小規模多機能の利用者になってくると思われますとこういう説明をしています。制度上の扱いなんです、それでいきますと 29 名登録したかたは、包括算定ということで小規模多機能の運営者に 1 割負担を払います。例えば、要介護 1 であれば月に使えるサービスの金額というのは 10 万 3,000 円ほど、1 万 300 円ですか、払うとそこに登録になって、デイサービスいわゆる通所です。

それと、ホームヘルプサービス、訪問も受けることができます。それと泊まり、ショートです。これを受けることができます。包括算定で自分の介護保険で使える金額を満度に払いますから、それ以上のサービスは利用できないんです。ですから、デイケアあるいはデイサービス、ほかのほうに行くということは、理論上だめです。ですので、競合はしないというふうに我々としては、認識をしています。ただ、いま事務長が心配するように、突発的なことって起こり得ますから、そういった時には自己負担を伴っての利用ということの説明していかなきゃないかなとは思っています。それは、小規模多機能に登録したかたについては、小規模多機能は包括算定でいま言いましたように、1 割りって言いますか介護保険料の満度の分を施設側では収入として受けますから、それにあわせて経営が組み立てていくことができる。サービスの利用についても、登録さえすれば毎日通ってもいいんです。ただそこは、ご本人の思いもありますし家族の考え方もございますから、どちらかという家族のほうの意向に沿った形で、サービスを提供していくというのが小規模多機能ということになります。その辺はきのう美瑛のほうから来てもらって、享受を受けた中での説明でございました。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 小規模多機能の議論はだめだね。

平野委員長 いまの話の流れからいくと小規模多機能の話も踏まえた上でのこのデイケアの話だから、皆さんその話もいっぱいしたいところだと思うんですけども、副町長が言う小規模多機能と競合しないって言いますが、結局いまデイケアを利用されているかたが週一で足りないから、家族の意向も含めてもっと数多く利用したいって人がいまの新しい小規模多機能に移行する場合がありますよね。ということは、競合っていうよりかいまのお客さんをあっち側に行ってしまうってことですよ。ということは、それはもう競合、競合っていうのはどっちにも行くっていう意味で言っていたんですか。

副町長。

大野副町長 理論上でいけば、ことし 6 月の委員会で説明した内容で、サービスを利用していないかたが 116 名いらっしゃいますよ。そういうかたを中心に利用してさえいただければ、これは競合にはなりません。ただ、これきのうちょっと話に出たレアなケースって言いますか、例えば 80 代のかたを見ている 50 代の息子さんがいたとして、朝 6 時に勤務に出かけますというふうになると、いまのデイケア・デイサービスは、8 時半か 9 時じゃないと受け入れできないですよ。ところが小規模多機能は、24 時間職員いますから、連れてきてさえくれば 6 時であっても 5 時であっても 4 時であっても迎え入れることができます。そういう介護をしている家族にとっては、利用しやすい不安の解消となる施設ですので、その選択権については、家族にあるわけですけども、そこでじゃあ利用

されなくなると言いますか小規模多機能に行ってしまうとデイケア・デイサービスのほうには今度来なくなりますから、そこは空いた分をケアマネージャーなりにこれから新規認定を受けるかたですとか、いままたサービスを使っていないかたで使いたいというかたです。定時の利用でいいですよと日中帯の定時の利用でいいですよというかたは、デイケア・デイサービスで、リハビリが必要なかたについては、リハビリをと。先ほど、事務長のほうからリハビリの作業療法士・理学療法士が辞めているという実態を話しました。2人の採用については、いま確保できているという状況ですということで、病院の事務局長からは先日報告がありましたから、新年度からはさらに学校卒業生についても職業相談に向いて行って、いま話を進めているかたもいるということですので、確保はできていくというふうに思っております。以上です。

平野委員長 すみません、私のほうから小規模の話はって言うておきながら、その話振ってその説明いただいて。いまの話踏まえてもいいですけども、質問・質疑あるかた、小規模のほうは凝縮した質問をお願いします。

竹田委員。

竹田委員 ただ、小規模多機能の施設の利用料金、みんなが共通認識しているのかなっていう部分。先ほど副町長から説明されたように、包括算定引くくめた算定されるって。

確かにいっぱい利用したいかたは得なんだ。例えば、介護1でも10万円のサービスを受けられる、自己負担1万円払えば30日通ってもいいわけだから。だけれども、介護度が3だとか4になれば3万円・4万円って自己負担が上がってくる、そういう部分もあるし。私がやはり心配なのは、副町長言われたように確かに小規模多機能でいっぱいサービスを受けたいって人がすごくこれ良い施設だと思う。だけれども、週二回でいいよってこういう人、わからないで例えばこの包括算定で小規模多機能に申し込んだ。だけれども、週二回しか行かない。それでももう月1万円とられるわけだから、ただその辺ってというのはどうなんだろうって。そういうのはきちんとやはり利用者に利用する前に、きちんとそういう説明をして、2回しか受けないんであればデイサービスなりデイケアのほうで、サービス受けたほういいよって。それは、ケアマネージャーの仕事なのかなと思うんだけど。

これからやはり大事になってくるのは、包括ケア会議だとかケア会議のシステムがきちんとしてこなければ、いろんな先ほど言われたように、施設の入所のぶんどりみたくなくなっちゃえば経営もおかしくなるし、そういうことないようにしなきゃいけないものだから。ただ、小規模多機能はこれからの施設だし、いろんな準備期間もあるからこれからいろんな議論もしていかなきゃならないとは思っています。ただ、やはり私はいま特養の部分からすれば、もう少し通所を増やす努力をすべきだなって。先ほど、ざっくり3名増えればアバウトに1,000万円近い収益が違ってくるっていう、これはぜひ。いまの入所の関係でも必ずしも80名でマックスでないんだから、やはりショートあわせた部分で換算して、88で頭に置いて経営しなければいけないってこういう思いなんですよ。

平野委員長 答弁はとくにないですね。

先ほどの確認なんですけれども、要は病院のリハのほうとの連動性があるということで、もしかして病院のリハが足りなくてこっちで受けられなきゃいけないかもしれないから、こっちを押さえているんだよってという認識でいいんですか。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 私が先ほど職員の云々という話をさせていただいたのは、当然いさりびで事業を展開するためには、必要最低限職員数必要です。と同じく病院でもリハビリやっていますので、職員数が必要です。じゃあその職員数って何かというと、それこそ加算とったりだとかする時に、常勤で 1 いなきゃいけないとか 2 いなきゃいけないかということ、必要最低限必要な人数いるんですが、いまはその職員が辞めるとか辞めていったっていうのかで、その職員数を確保しつつ利用者がいればプラスアルファ 0.5 必要だとかっていうのは、絶対必要になってくるのですね。なので、例えばいさりびであれば 3 名いると 1 日の利用者さんはこなせるんですけども、月曜日から土曜日事業をサービスを展開するためには、職員休みとらなきゃならないので、4 人は必要になります。最低でも、4 人は必要になるのですね。理学療法士、作業療法士が必要になるので、4 人は絶対常備したいんですけども、いま病院で 2 人抜けると病院はやるために 1 とか 1.5 が必要になりますってなった時に、いま副町長のほうから来年 4 月から 2 人は確保できましたなので、その方々が来て病院にすっぽり埋まると頭数では収まるのでいいんですが、その間 3 月までは 2 人足りない状況って必ずありますので、じゃあうちの職員も応援部隊として行かなきゃならない。そうすると 1 日に稼働できる時間数だったり、利用者の施業できる時間の部分で、25 回せてたのが 20 しかいけないだとかっていうのは想定されてくるので、そこはリハビリでも休みを想定したとしてもマックス来た場合できなかったら、受けたら利用者さんに失礼ですよっていうのは当然出てきますので、その中である程度絶対数確保施業ができる人数でいま抑えているっていう状況です。ですので、その状況が来年 4 月以降に確実に 2 名来るなり 3 名来るっていうことであればマンパワーも確保できますので、じゃあそれを見越していまから増やして行って、4 月にはもう確実にもってきますというような状況を作りたいっていうのが現場からの声ですので、そこは当然私としては現場から聞くと局長なり小澤先生でそういう話をさせていただいているという状況です。

平野委員長 いまの同じ話なんだけれども、いま現在再度募集の追加を再開したっていうことを聞いたんですけども、それは正確ではない。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 再開というかある程度抑えてきた中でも出入りがやはりありますので、抑えていく中でも減った分については、増やして行っています。

平野委員長 抑えた中での募集。わかりました。

竹田委員。

竹田委員 これは、事務長なのか副町長いいのかわからないけれども、デイケアは老健からの移行の中でデイケアできているんだよね。これは、例えばデイケアを止めてデイサービスに移行するっていう考えがどうなんだっていう部分と、例えば理学療法士がいなくてもデイケアを例えば 15 にして、デイサービス 15 でそういう経営っていうのはたして登録上、できるのかどうなのかっていう部分、含めた部分っていうの検討したことあります。

平野委員長 東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 まず、デイサービスにするかどうかっていうまず一つの部分につきましては、特養にする時点で基本的に特養とデイサービス、老健と通所リハということで、これ何かというと職員がいるかないかの部分です。老健はリハビリ職員

がいて、施設に入って在宅に戻ってもらうという施設でしたので、職員がいました。

そこで、在宅で通いながらリハを受けてってという流れの中で、一つのパッケージとしてセットとなっています。特養についてはデイサービスということで、リハビリの職員がいない中で、来て帰るっていう 1 日の流れの中で、経営統合する際にそこについては議論をして、通所リハビリを元々老健の時代にやっていたので、15 名からの利用者さんいましたので、じゃあそのかたをデイサービスにした時に、どこで受けるっていう話をして、病院の短時間通所、または訪問リハビリってなった時に、対応できないというところもありますし、利用者さんの希望もあった中で、リハビリをしていこうというところでまずスタートしていますので、いまをもってデイサービスにするっていうところについては、ちょっと考えは難しいかなと思います。あとは、デイサービスと通所リハを半分半分ってなるんですが、実は通所リハビリについては、医療部門になりますので、現在もそうなんですけど、いまの通所リハビリの部分については、国保病院のリハビリがやっている併設施設として、保健所に申請をして許可をされている部署になりますので、そこで同じ中身は基本的には一緒なんですけど、通所リハビリとデイサービスをやるというのは、基本的には許可上無理にはなりませんので、一緒にはやれない状況になりますので、基本的には当然いまもデイサービス 1 箇所できていますので、うちとすれば通所リハビリをしていながら、当然リハビリを必要としているかたもいます。午前中に国保病院の話の中でも在宅っていう話が出たと思いますが、回復期終わって在宅に戻って、引き続きリハビリをしながら在宅で生活したいっていうかたは、やはりある一定数の数がありますので、そこについては基本リハビリを受けて朝から夕方までいることによって、家族の介護の負担軽減も含めた中で、やっていくのがうちでいましているある程度のサービスの一つなのかなと思っていきますので、引き続き通所リハビリはしていきたいなというふうに思っております。

平野委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 あまり具体的な部分はよく理解できないんだけど、この文面の 2 ページなんですけれども、いまの通所のリハの部分での議論されましたけれども、ここでは要は退職者の補充ができないから止めているんだよってというような訴え方ですよ。これは、経営の何というか順調にいと日曜日でも休んでも構わないというような部分なんだろうけれども、先行きは例えば補充ができた場合に、人手の補充ができた場合に、おそらくどの程度日曜日のリハにやってよってという人数体制はよく理解していないけれども、そういうのを踏まえた中では今後、仮にいま言ったように職員の手が補充できた場合に、いま日曜日止めているけれども、日曜日もやっていくんだよってというような方向性はどうか考えているんですか。ちょっとその辺。

平野委員長 東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 昨年の上半期です。4 月から 9 月までの間については、月曜日から日曜日ということで、フルに稼働してきていました。やってきた結果、ある一定程度の利用者はおりましたが、どうしてもやはり土曜日・日曜日っていうのは利用者さんが若干少ないというのが状況でした。やはり理由の中では、当然職員の問題もありましたし、日曜日の利用者さんをほかの曜日に振っても回っていけるという状況の中で、10 月以降につきましては、2 名から 3 名を月曜日から土曜日の利用に変えていただきながら、経

営をしてきたところでは、実際、去年の下半期からことしの3月までの6か月間に、実際に日曜日から移行してもらった人数が、そのまま減ってしまったというのが現状であります。それが減った理由としては、当然利用している人達の平均年齢がやはり80代になっていまして、半分程度は施設に入所していたりとか、長期入院っていうようなこともありまして、日曜日の利用していた人達の人数が減ったという現状の中で、それ以降いまの人数で推移してきているという状況ですので、いま新たに日曜日をやったとして、ある程度の利用者さんが来たとしても、介護職員をまず1人から2人は増やさないと休みが取れないという状況があります。リハビリ職員についてもたぶん0.5人工があれば大丈夫なんでしょうけれども、そうすると最低でも1人は増やさなければならないっていう状況からすると、日曜日の利用者を増やして職員を2名から3名採用した時の収支を考えると、いま現在ではそれが施設にとっての運営として良いかとなると、いまはその時期ではないかなというふうに分析しております。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、病院事業全ての上半期の収支状況について、終えたいと思います。

<特別養護老人ホームいさりび>

・外国人介護福祉士候補者受入事業について

平野委員長 続いて、同じくいさりびの関係で外国人介護福祉士受入並びに転落事故にかかわる示談について、これもそれぞれ分けて説明していただきたいと思います。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 それでは今回、別資料として外国人の介護福祉士候補者受入事業についてと、転落事故の示談についてということで、資料のほう用意させていただいておりますので、それについて説明させていただきたいと思います。

資料のまず1ページをお開き願います。

1番の外国人介護福祉士候補者受入事業についてということで、1番から8番まで番号振らせていただいております。その1番から5番までについては、今年度事業を実施した内容の報告とさせていただきます。6番・7番につきましては、昨年度、事業を展開してことし受け入れるというかたについての説明となりますので、順番を追って説明させていただきますと思います。

まず、1番です。現地説明会ということで、今年度につきましても現地に出向きまして、候補者の受け入れについて説明してきたところです。当然、開催地はフィリピンになります。日程につきましては、7月23日から25日までの2泊3日で、説明会については24日の9時半から5時までの間でした。参加したのは、小澤管理者、そして私、産経におりますインバウンドプロデューサー加藤さんですが、3名で昨年同様参加させていただいております。当日は、118名の候補者がおりまして、今回の受入事業に伴っては全体で467名現地のかたが参加しております。その中で、面談したかたにつきましては41名のかたと面談させていただいております。実際には、だいたい20分くらいで3名を基本として20分で、

だいたい 13 から 14 組のかたで回らせていただいております。今回のこの事業につきましては、求人数です。木古内いさりびも含めて全国的に 352 施設が手上げをして、求人の数については 1,074 名ですので、だいたい 1 施設 3 名程度、求人として出しているという状況となっております。

この現地説明会を踏まえて、2 番のマッチング結果についてということで、9 月 3 日 1 次マッチングの 1 名成立の通知が来ておりましたので、9 月 7 日同意書を提出させていただいております。10 月 2 日には 2 次マッチングの不成立ということでの通知がありましたので、今年度の成果といたしましては、1 名成立しましたので、また来年の 12 月には 1 名のかたを迎え入れることができるという内容となっております。

3 番の受入候補生については、女性で 26 歳のかたになります。

4 番の就労時期につきましては、令和 2 年、来年の 12 月上旬を予定しております。

5 番の今後の予定につきましては、これは受け入れの負担金の支払いにはなりますが、14 万 4,000 円ほどの負担が出てきます。また、12 月下旬には雇用契約の締結関係として、書類等のやりとりをさせていただきます。これについては、今年度の事業の展開の報告になります。

6 番につきましては、昨年度事業展開いたしまして、ことし受け入れるかたについての報告をさせていただきます。

6 番の①です。6 月 13 日に、フィリピンから日本のほうに来ております。日本の横浜にある研修センターで、日本語の勉強を開始していると。同日、開講式がありましたので、小澤先生と私が同席して、今回来る 2 名のかたと面談を実施しております。その時点では、正直日本語で話をする程度のかたではありませんでした。というのは、私が全く英語できないので、小澤先生できますが、私はコミュニケーションはとれる状況ではありませんでした。

②番です。11 月 9 日から 10 日にかけて、この 2 名を施設に招待いたしました。本来は、10 月の 12 日・13 日でやる予定だったんですが、台風 19 号によって首都圏の交通網が麻痺して、移動等不可能になりましたので、延期をして 11 月の 9・10 日で来ています。その際に、新幹線で来ていただいて、町内をグルッと木古内の町を見せたり、あとは施設内で施設の案内、あとは職員との簡単な挨拶を交わし、このあと説明しますが、2 ページにあるような内容で打ち合わせをさせていただいて、あとは住宅も決まりましたので、住宅を案内してということで、夜には簡単なお食事会程度を開きまして、翌日帰っていただいたという状況です。この時には、英語のできない私でも簡単なコミュニケーションをとれる程度になっていますので、この 6 か月・5 か月程度の間で、かなり日本語の上達はしてきているなという状況を感じております。12 月 9 日、もう来月のあと何日もないとは思いますが、横浜で行っている研修センターの閉講式がありまして、終わったらもうセンターを出なきゃならないということで、小澤先生に閉講式に出ていただいたあと、まっすぐ木古内に帰ってきてもらいます。新幹線で来て、9 日は夜 9 時半に新幹線で着くような状況になりますので、その日はそのまま帰ってもらう、自宅にというかありますので、そこで 10 日から基本的には勤務する状況です。ただ、10 日に来たからすぐ勤務ということではなくて、住民登録だとかいろいろ手続きなんかもありますので、その週については基本的には手続き関係だったりとかということでもありますので、基本的に翌週からというような感じで、

現場のほうでの対応を考えております。今回、その研修にあたっては、施設の負担ということで1名、36万円の負担がありますので、この72万円については施設負担として費用として、予算計上はさせていただいているところです。

7番です。じゃあこのかたを今後どうしていくかということで、今回このかたの受け入れについては、以前から説明させていただいているとおり、3年後介護福祉士の資格を取ってもらうというのが大前提ですので、そのあと取ってもらうことで、引き続き施設で働いてもらうという方々です。ですので、まずはステーション内、現場のほうで介護技術の勉強をしていただきます。それとあわせて、日本語の勉強も施設のほうで支援していきますということでやっていきまして、日本語の学習支援につきましては、函館に日本語教育研究会というところがありまして、そこの講師のかたに週の2日お願いをしてスカイプ、ネットを使いながらのまず講師のほうをお願いしております。あと、小澤先生と施設の職員、そしてボランティアさんを募りまして2名ほど確保できましたので、その方々で基本的には月曜日から金曜日の2時間で、日本語の勉強をしていきたいと思っております。

また、この日本語の学習支援に関しましては、道のほうから補助金がありますので、それを受ける予定となっております。実は当初施設、介護サービス事業の予算で道補助金持っていたんですが、事務をするにあたって道の職員から、町をまたいで補助金になりますということになりましたので、今回12月に町のほうからの間接補助ということで、補正のほうだけさせていただいておりますので、ご了承願います。

ということで、今年度のかたと来年度受け入れるかたの報告については、1ページの中で説明させていただいております。

2ページ目をご参照願います。

これは、11月に来た際に、面談というか打ち合わせというかコミュニケーションを取らせていただいた時に、施設として候補者に期待していること、また施設として候補者にしてあげられることというようなことも含めて、勤務だとか休みどうなりますよというところ。あとは、賃金はこの程度改めて払いますよと。雇用契約書交わしているので、この内容については雇用契約書には謳っているんですが、やはり改めて口頭なりペーパーで整理することで、トラブルを抑止するというかトラブルをなくするためにするっていうのが事業団のほうからも言われていますので、改めてこのような形態の中で話させていただいております。実際には、7時間30分勤務のうち、5時間50分については現場で働いて、2時間については勉強するというような状況です。5番にありますとおり、その分も含めて給与のほうは払わせていただくと。

一番下の6番になります、生活費についてはこのくらいかかりますよというのを事前に候補者のほうにもお知らせしております。

6番の①番です。住宅料につきましても、予算の際にも説明しているとおり、家については施設の負担ということで、施設負担の中で一軒家のほうを11月から借りました。場所については、病院のほど近い場所にある一軒家で、選んだ理由といたしましては、施設なり病院がすぐ近いのがまず1点です。あとは、買い物する場所です。スーパーが一番近いということで、極力まずは利用者さんの行動範囲の狭い中で生活ができるところということで選ばせていただいております。その間、町長等との話の中でもホームページにあります空き家もありますので、その辺もどうだろうということでもお話いただきましたので、ま

ち課等の含めていろいろ相談させていただいたんですが、やはりそういう条件に合うような場所もなかったのもありますし、結構年数が古かったりだとかというのもありまして、今回その場所に決めさせていただいたという経緯はございます。ということでまずは、外国人の受け入れに関するものとしたしましては、いまの1ページ・2ページで説明した内容となりますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 ご丁寧な説明ありがとうございます。

質疑あるかたいらっしゃいましたら、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 東事務長がちょっと英語ができずに、コミュニケーションができなかったということですので、今後、事務長のみならず木古内町管理職をはじめ職員、そして我々も少し英語を学んで、こういうかたきつと増えてくると思いますので、コミュニケーション力を高める努力を一丸となっていていったほうがいいのかなと感じました。

・老健いさりび短期入所者の転落事故にかかる示談について

平野委員長 続いて、進めます。

次の示談についても前段は、これまでの経過で我々も報告受けていますし、その後の説明を簡単に資料をもとにしていただきたいと思います。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 老健いさりび短期入所者の転落事故にかかる示談についてということで、説明させていただきます。

この事故については、発生が平成28年7月3日ということで、老健いさりび時代の転落事故になりまして、今回示談ということで終結いたしましたので、その部分の報告とさせていただきます。

4ページのほうをお開き願います。

4ページの中段にあります、前回報告以降の経過ということで、そこから下の部分について説明させていただきます。その以前につきましては、昨年度の第6回の常任委員会のほうで説明させていただいております。

今回は、中段の下の令和元年7月11日付けでというところから説明させていただきます。

令和元年7月11日付けで、いさりびの担当弁護士事務所より賠償案を提示したところです。その提示した旨の報告というか通知が施設のほうにありました。賠償提示額については、相手方へ提示しております。

それと受けて、9月6日付けで相手側の弁護士事務所から損害額計算書の送付があった旨、当方担当弁護士事務所より通知がありました。要は、金額の提示をしたんですが、もっと賠償額高いんじゃないのかということで、計算書付けでの金額があったところです。

そのあと、9月25日当方の担当弁護士から電話がありまして、相手側の弁護士事務所と協議している中で、示談の可能性がありますが、示談にあたって何か問題がありますかという問い合わせがありましたので、この間、小澤管理者とも話しをしていて、示談が進むのであれば示談に向けてという話をいただいておりますので、私のほうから示談が進むのであれば特に問題はないというようなことを電話で回答しているところです。

そのあと、9月30日付けで当方の担当弁護士から示談書を交わした旨、10月の2日付けで通知があり、金額については決定しました。この金額については、10月17日付けで保険会社より21日に支払われる旨の通知がありましたので、その21日をもって支払いが終わったことから、大野副町長と私と2名で10月24日に改めて相手方の自宅を訪問して、事故のお詫びと示談に応じてくれたことに対するお礼ということで、顔出しをしてきたところ です。

ということで、今回示談が成立したことから、転落事故については解決というか終了したということでの報告になりますので、この場をもって説明させていただきます。

平野委員長 そのような報告でございますが、質問はよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 示談が無事終わって良かったということでしょうか。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 すみません、この部分につきましては、以前もそうだったと思うんですが、当然、相手方の固有名詞がありますので、ここの部分については報告ということで、今回提出している資料の部分については、個人情報とかもありますので、できれば回収させていただきたいと思うんですが、よろしいですか。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時00分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

東事務長。

東特別養護老人ホームいさりび事務長 申し訳ございません。私のほうからお願いです。

先ほど私のほうで説明いたしました、氏名の部分と示談の金額については、削除していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 皆さん、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、特養のいさりびの2件の調査事項終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

<建設水道課>

・水道事業会計及び下水道事業特別会計の上半期収支状況について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続いての調査事項は、建設水道課となります。お疲れ様でございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計の上半期収支状況についてです。こちら資料も資料配付されておりますので、早速説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、きょう建設水道課の事務調査項目となっております、水道と下水の会計の上半期の状況について、担当の小田島のほうから報告いたしますので、よろしく願いいたします

平野委員長 小田島主査。

小田島主査 それでは、平成 31 年度上半期水道事業会計業務状況報告書の説明をいたします。

水道事業会計の業務状況につきましては、2 ページよりはじまっておりますが、2 ページに記載しております報告書については、割愛いたします。

3 ページのほうをお開きください

平成 31 年度上半期簡易水道事業会計損益報告書、税込です。9 月 30 日現在の状況でございます。

総収益が 6,701 万 3,553 円、内訳として営業収益 5,955 万 3,496 円、営業外収益 746 万 57 円となっております。

これに対して、総費用が 5,895 万 7,606 円、内訳として営業費用 5,392 万 3,698 円、営業外費用 503 万 3,908 円で、総収益から総費用を差し引いた 805 万 5,947 円が経常利益となっております。

次に、4 ページをお開きください。

上半期調定状況で、前年同期と対比したものです。

調定件数 1 万 2,973 件、324 件の減です。調定額 5,932 万 9,396 円、6 万 2,011 円の減です。水道使用料 5,112 万 5,762 円、2 万 9,990 円の増となっております。メーター料 381 万 6,003 円、8 万 7,534 円の減です。消費税 438 万 7,631 円、4,467 円の減です。月平均調定件数は 54 件の減、1 件平均調定額では、106 円の増となっております。

有収率は、今年度は 82.16 %、比較対比 0.49 %、前年度とほぼ変わっておりません。

この調定の内訳としましては、水道使用料は上半期において、比較的暑い日が多かったため家庭用の超過料金が増えております。ただ、需要家の減少に伴って、メーター料金が減となり、水道料金全体としては、前年同期と対比しますと減となりました。

次に、下段の上半期事業収支状況です。これも前年同期と対比したものです。

収入合計 6,701 万 3,553 円で、23 万 6,802 円の減、支出合計 5,895 万 7,606 円で、315 万 2,798 円の減となりまして、収支差引で 805 万 5,947 円、291 万 5,996 円の増となっております。

次に、5 ページをお開きください。

下半期給水収益決算見込について、説明をさせていただきます。

上段の表は、上半期水道料金の調定状況実績です。4 月から 9 月までの水道料金とメーター使用料の合計 5,494 万 1,765 円、消費税 438 万 7,631 円、合わせまして 5,932 万 9,396 円となっております。

次に、中段の表は下半期水道料金の調定見込みですが、10 月が実績で、11 月から 3 月までは、平成 30 度実績数値の比率をもとに算出しております。

下半期水道料金調定見込みでは下半期合計欄、水道料金が4,963万6,911円、消費税478万735円、あわせまして5,441万7,646円で、平成31年度の合計は1億1,374万7,042円となる見込みで、昨年同期推計より203万805円減となっております。

調定件数は、下半期分が1万2,631件で、年間トータルで2万5,604件となる見込みです。

次に、下段の表です。平成31年度予算に対する給水収益決算見込みですが、合計欄予算額で1億1,392万7,000円に対し、決算見込額は1億1,374万7,042円で、予算に対して17万9,958円の減額となる見込みです。

次に、6ページをお開きください。

簡易水道事業会計決算見込み状況です。決算見込額は、収入1億4,547万5,000円、支出は1億4,461万9,000円となっております。

次に、7ページをお開きください。

水道料金の過年度滞納状況につきましては、9月の決算委員会資料でお示ししておりますので、総額のみを表示となっております。

平成30年度末の過年度滞納額462万566円、4月1日から9月末までの過年度納付額が175万2,626円、9月末現在の過年度滞納額が286万7,940円となっております。

現年度上半期の調定額が5,932万9,396円、4月1日から9月末までの現年度納付額が5,731万4,271円、9月末現在の現年度滞納額が201万5,125円となっております。

次に、下段の表は、督促等の状況をまとめたものです。

今回は、上半期において給水停止の執行を1件行っております。この結果、給水停止執行後は、誓約書どおりに水道料金の納付がされております。

なお、水道料金の未納者に対しては、木古内町簡易水道事業水道料金滞納整理事務手続要領に基づいて、行っております。

以上で、上水道についての説明を終わらせていただきます。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 続いて、下水道事業特別会計の収支状況について、説明をお願いします。

小田島主査。

小田島主査 それでは、平成31年度上半期下水道事業特別会計業務状況報告を行います。

この業務状況資料は、8ページから15ページまでとなっております。

9ページをお開き願います。

平成31年度上半期下水道事業特別会計業務状況について、上段にあります受益者負担金調定・収入状況についてですが、現年度分調定額492万8,465円に対し、収入済額は401万4,626円、収納率は81.5%、昨年より5.4%の増、また過年度分調定額209万4,772円に対して、収入済額が7万7,452円となっており、収納率は3.7%、昨年より0.9%増となっております。

中段にあります、下水道使用料調定・収入状況については、現年度分調定額1,545万7,698円に対し、収入額が1,518万4,584円、収納率は98.2%、昨年より0.4%増となっております。

滞納繰越分については、調定額 21 万 6,949 円に対し、収入額 6 万 1,156 円、収納率 28.2%となっており、昨年度より 8.2%増となっております。

次に、10 ページをお開きください。

上半期の業務報告ですが、9 月末現在、行政区域内人口は 4,095 人で、前年度より 81 人減少しております。下水道普及人口は、前年度と同じ 2,416 人です。

整備処理面積は、4.0 h a 増の 99.7 h a、管渠整備延長が 0.5 k m 増で、17.8 k m となっております。接続状況は、14 ページに月毎の計画と実績を詳細に記載しております。

中段にあります収支状況ですが、歳入歳出の本年度予算額 2 億 5,973 万 2,000 円に對しまして、9 月末の収入済額 7,122 万 1,807 円、執行率 27.4%、歳出の支出額 1 億 2,974 万 482 円で、執行率が 50%となっております。

次に、11 ページをお開きください。

下水道事業特別会計決算見込み状況ですが、決算見込額は収入は 2 億 2,863 万 5,000 円、支出は 2 億 2,863 万 5,000 円となっております。

次に、12 ページをお開きください。

こちらのほうは、公共下水道事業整備箇所図についてです。図面の赤の実線で表示している箇所が今年度における新設の管渠工事となっております。

次に、13 ページをお開きください。

ここには、下水道使用料の状況を記載しております。

その次のページの 14 ページをお開きください。

下水道接続件数ですが、供用開始世帯数は 28 戸増えまして 1,084 世帯、接続戸数は 4 戸の接続がありましたが、J R の寮及び森林組合、鉄道運輸機構木古内鉄道建設所の解体に伴い減となりまして、687 世帯となり、接続率は 63.3%となっております。

接続戸数の 687 戸、計画戸数より 12 戸減となっております。これについては、また引き続き、接続件数の増加に努めてまいります。

15 ページをお開きください。

受益者負担金及び下水道使用料過年度未納状況については、水道料金同様に 9 月の決算委員会に個々の滞納状況について、資料を提出しております。総額のみを表示とさせていただきます。

受益者負担金においては、平成 30 年度末の滞納件数 247 件、滞納額 209 万 4,772 円に對して、4 月 1 日から 9 月末までの過年度納付額 18 件で 7 万 7,452 円、9 月末現在の滞納件数は 240 件、滞納額は 201 万 7,320 円となっております。

次に、下水道使用料過年度未納状況です。4 月 1 日には 51 件、21 万 6,949 円ありましたが、9 月末現在未納者は 30 件、金額は 15 万 5,793 円となっております。

なお、それぞれの下段には参考として、現年度分のみの未納状況を載せております。また、未納件数においては、それぞれ一部納付がありましたので、差引件数にはなっていないことを申し添えます。

以上で、下水道についての説明を終わらせていただきます。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けしますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、特にさみしいようですが、質疑どちらもなかったですので、以上

で建設水道課の水道下水道のどちらも上半期の収支状況について、終えたいと思います。
お疲れ様でした。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 31 分

再開 午後 2 時 35 分

<総務課>

・手数料等の見直しについて

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての調査事項は、総務課でございます。お疲れ様です。

手数料等の見直しについてを調査いたします。こちらも資料、事前配付されておりますので、早速担当課に資料の説明を求めます。

若山課長。

若山総務課長 どうもご苦労様です。

総務課の事務調査ということで、8月23日開会の第4回町議会臨時会において、使用料等の改訂に伴う条例改正を行いましたけれども、その際に令和2年4月から改訂予定のものとして、資料に添付させていただいた件について、お時間取っていただいて説明させていただきたいと思います。

担当の主査、田畑のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 総務課財政グループ主査の田畑です。

私のほうから、資料の内容について説明いたします。

まず、配付しました資料の1ページをお開き願います。

まずをもって、資料の作りといたしましては、左から使用料等の名称、次が現在の料金の設定内容、次が消費税10%分を参入した5の料金の設定内容とその差額、1番右が予算への影響額となっております。

それでは、1項目ずつ内容説明いたします。

まず、1ページ目の上段になりますが、公営住宅駐車場使用料になります。こちらにつきましては、条例第56条第2項で、100分の105を乗じていた額とされているものを改訂後は、100分の110とするものです。現行の料金、改定後差額については、記載のとおりとなります。減免規定につきましては、こちらの資料に減免規定ですとかをそれぞれ載せておりますが、こちらにつきましては町で改定を検討する際に、住民への影響を考える上で参考として掲載をしているものでありますので、ご了承願います。

なお、現在の料金設定についてですが、これから説明をいたします料金も同様となりますが、それぞれ消費税が5%・3%で算出をされています。これは、当時の消費税引上時には同様の料金等の改定を行うところですが、すでに財政健全化に取り組んでいることから、それ以上の負担は住民には課さないなど、その時々事情ですとか料金引き上げの影響を考慮し、町の判断で料金の引き上げをしなかったものです。

予算への影響額につきましては、当初予算は平成 31 年度予算となりますが、改定後の料金との差額を算出するため、予算は 1,000 円単位で出しておりますが、円単位で掲載をさせていただきます。

なお、この料金について令和 2 年 4 月からの改定とした理由につきましては、年度当初に公営住宅居住者に対し、1 年分の納付書を配布済みであり、すでに 1 年分の料金を納めたかたが多数いらっしゃるため、4 月からの改定としております。

続きまして、表の下段になりますが、テニスコート夜間照明使用料です。

こちらにつきましては、現在の料金設定について、消費税 3 % で算出されているものを 10 % に改定するものです。

現行・改正後・差額、予算への影響額は記載のとおりです。

なお、この料金について令和 2 年 4 月からの改定とした理由につきましては、消費税引き上げが 10 月 1 日からですが、テニスコートの使用期限が例年 10 月末から 11 月上旬までとなりますので、改定から使用期限までの期間が短いことから、4 月からの改訂としております。

続きまして、2 ページをお開き願います。

表の上段、野球場夜間照明使用料ですが、現在の料金設定について、消費税 3 % で算出されているものを 10 % に改定するものです。

現行・改訂後・差額、予算への影響額は記載のとおりとなります。

令和 2 年 4 月 1 日からの改定とした理由につきましては、テニスコートと同様となります。

続いて表の下段、パークゴルフ場使用料ですが、現在の料金設定について、消費税 5 % で算出されているものを 10 % に改定をするものです。

なお、パークゴルフ使用料につきましては、他の料金と違い、改定後の料金を 10 円単位ではなくて、100 円単位に設定をしておりますが、こちらにつきましては、パークゴルフ場は日によって 1 回に数十件の支払を受け付ける場合がありますので、単位を細かくするとお釣りの管理などが繁雑となり、間違いを極力減らすために 100 円単位で設定をしております。このことにより改定に伴いましては、シーズン券のみ影響が出ることとなります。

また、令和 2 年 4 月 1 日からの改定とした理由につきましては、テニスコートと同様となります。

続きまして、3 ページをお開き願います。

こちら表の上段、ごみ処理手数料になります。

こちらにつきましては、現在の料金設定について、消費税 5 % で算出されているものを 10 % に改定をするものです。

現行・改訂後・差額、予算への影響額は記載のとおりですが、住民が指定ごみ袋等を購入する際は、袋は 10 枚、処理券は 5 枚単位で販売をしておりますので、実際購入の料金を算出の際はそちら掛けていただければと思います。

なお、こちらの改定を令和 2 年 4 月 1 日からとした理由につきましては、ごみ処理手数料は住民全員に影響がある料金でありますので、住民及び販売事業者等に十分な周知期間を確保するため、4 月からの改定としております。

続きまして、表の下段になりますが、広報有料広告掲載料ですが、現在の料金設定につ

いて、消費税5%で算出されているものを10%に改定をするものです。

現行・改正後・差額、予算への影響額は記載のとおりです。

この料金について、令和2年4月からの改定とした理由につきましては、年度当初に年間12号への掲載申請がされている事業者さんに対しまして、納付書をすでに送付済みであり、こちらについてもすでに支払われている事業者さんもいらっしゃるから、4月からの改定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 各種手数料の見直しについて、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

相澤議員。

相澤議員 相澤です。よろしく申し上げます。

ごみの手数料なんですけれども、余分に袋買っていて年というか、年度わたってという場合もあり得るかと思うんですが、旧袋については使えるのか、それとも新たにシール貼ってとかいう形になるんでしょうか、その辺お願いします。

平野委員長 吉田（広）課長

吉田（広）町民課長 相澤委員からのご質問でございます。

袋は色の形も変わりありませんので、4月以降も。ですから、それ以前に買ったものは、そのままお使いになって結構です。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

令和2年4月1日から改訂予定のものということで、6件です。こちらのほうは確認、理解いたしました。それで、確認なんですけれども、3ページで言いますと広報の有料広告掲載料では、5%で算定されていたものが差額それぞれ230円と470円上がったわけなんですけれども、もしかしたらこの委員会の場で、ふさわしい質問ではないかもしれませんが、町内会の広報のいわゆる手数料とか、そちらのほうはそのままの金額なんでしょうか。それとも、手数料が上がるものなんでしょうか。きょう、町民課長もいらっしゃるんで例えばですけれども、そういう観点の考えからいきますと、私この間9月に一般質問しました墓地の管理料とか委託料とかもそれも関係ないものなんでしょうか。逆に、町内会や任意の町内の団体に対しての委託料とか手数料の考え方という部分でちょっと教えていただければと思います。

平野委員長 消費税増税とは、実際のそういう手数料、消費税と関係ない部分あるので、町民負担を多くなった中で、さらに町民にそういう還元に対しての考え方はどうなのかということで、今回のちょっと調査とはまたところどころになりましたけれども、答えられる範囲で答えられますか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 広報の配布手数料です。そちらにつきましては、町政懇談会の席で町内会からの要望ということで出されております。昨年の町政懇談会で出されておまして、これは配布の際に広報だけではなくて、広告チラシ類です。こういったものが多く混じるので、手間がかかると。そういったことの班長さんに渡す前の取り扱いをしている代表のかたの

手間がすごくかかっているということを省くために、まずは枚数を減らしましょうということで、広報の本文のほうにいれるようにしました。ただ、そのことで軽減になっているというふうに我々は思っていたんですが、現場のほうからと言いますか町内会からは、しばらく上げていないんじゃないのということで、改定について考え方はないですかということだったんですが、その時は引き取ってきています。検討させてくださいと。もちろん検討はします。それで、他町村の状況なんかもいまはまちづくり新幹線課のほうで調査を進めておりますので、これについてはいま改訂をするしないの議論はできません。まだ判断は持っておりませんので、検討中ということで理解をしていただければと思います。

また、墓地管理手数料につきましては、これは消費税に絡むものではないというふうに認識をしておりますので、現行どおりでいまのところは考えておりますけれども、これも現課のほうから予算要求がこのあと上がってくると思いますので、その中で検討がされるものというふうに承知しております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 大野副町長、親切なご答弁ありがとうございました。おそらくこのほかにも町民目線を見た時に、ほかにもありそうな気がしますので、一覧にまでとは言わなくてもそういう声がありましたら、まずをもって検討していただいて、親切に対応していただければなと思います。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 教育委員会の関係、確かに税の改正に伴う値上げだっというのわかるんだけど、ただパーク場、パークのこの使用料について。いま、町外からも結構木古内町のパーク場に定着してきているんですよ。ただ、最近は芝の管理等が悪いつて指摘が多く聞こえます。そういう最中に、例えば金額にすれば 200 円なんだけれども、整備もしないで値上げするのかっていう声が逆に悪評買うのかなっていうそういう心配あります。この辺については十分、現課のほうと協議をしてなんとかやはりこの辺は改正をしないで、維持管理の中で 1 年間様子を見るっていう、そして整備をした上でアップっていうふうに持っていけないものかなというふうに。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）生涯学習課長 ただいまのご質問についてですけれども、このたびの改定の部分については、あくまでも消費税のアップ分ということでの改定であります。芝の整備の関係につきましては、確かにことしちょっと雨も少なかったりとか、春先から芝の状況は悪かった状況にありますので、今後、新年度に向けて管理の仕方と言いますか芝の張り替え等も含めて検討した上で、どのようにするか検討していきたいと思います。あくまでも消費税分の値上げということで、ご理解をお願いします。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 消費税の部分は、我々は理解できるの。だけれどもやはり、利用者からすれば 5 %から 10 %っていう部分は頭がない。8 %から 10 %の 2 %っていうんであれば、適切なやはり税改正っていうか改正をしていないが故に、我々は危惧っていうか心配するところなんだよね。ですから、1 年間保有にして芝の整備をした上で副町長、その辺やはり考えるべきでないかなと。いますごくやはり木古内町のパーク場に、すごく関心を持ってきている

人がいっぱいいる。そういう人が 1 回離れば、もう二度と戻ってこないっていうそういう心配されますので、一つ十分な検討を。

平野委員長 ほか。答弁ございますか。

副町長。

大野副町長 ただいま、竹田委員からのご質問でございます。消費税が改定の都度、適正に改正を行っていただければ良かったんですが、町の財政健全化に取り組んだりということで、住民負担を少しでも軽減するという視点でやってきてはいたんですけども、今回 10 %の消費税改定にあたって、国のほうから通知がきておりまして、市町村にあっても適宜適正に改正をするように、これは強い締め付けということではないんですが、そのような指導通知がきているという中では、今回 10 %に全てを並べて、その上でサービスの向上に努めるところは努めるというふうな視点で行ってまいりますので、まずは今回 10 %に揃えさせていただくということで、ご理解をいただければと思います。

平野委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、5,200 円に例えば仮にするとする。そうしたら、消費税はこの 5,200 円のうちのいくらなの。私は、いま同僚委員からもあったけれども、逆に下げるべきだと。4,500 円の 10 %、4,950 円でもいいんでないかと。これ 5,200 円として 10 %、例えば 5,200 円を 1.1 で割って、いくらになるのかなど。原価が消費税前の額、いくらなの。小数点付くんじゃない。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 33 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

きょう、この場であくまで調査事項なので、12 月定例会に向けてどうするっていう答えは言う必要ないと思うんです。しかしながら、いま休憩の中で様々各委員からの考え、思い、意見出ましたので、それを踏まえた上で再度、担当課で調整していただきたいなというところにとどめておきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、総務課の手数料等の見直しについて、終えたいと思います。お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 34 分

再開 午後 3 時 52 分

4. 意見書

○日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書

○「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う 国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

皆さんにお諮りしますが、本日出された意見書 2 件でございますが、全部読みませんが、日米共同訓練の参加中止を求める意見書、国による妊産婦医療費助成制度を求める意見書の 2 件については、採択といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 じゃあ 2 件採択といたします。こちら賛成者、提案者については、議会事務局のほうにお任せでよろしいでしょうか。それとも手挙げる人、オスプレイのほうは手塚さんにさせていただいて、それ以外のあれはこれまでの順番に反映させてください。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 53 分

再開 午後 4 時 02 分

5. 閉会中の所管事務調査について

6. 所管事務調査報告書について

7. その他

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

5 番の閉会中の所管事務調査については、いまま継続調査としております、小規模多機能型居宅介護施設の継続とその他、緊急を要する調査事項をいれると。2 件でございます。

6 番の所管事務調査報告書について、これはきょうの常任委員会も含めまして、また委員長と副委員長にまとめるのを任せてさせていただいて、皆さんに F A X をしてご意見をいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 7 番のその他、どなたかございますか。また、事務局何かございますか。

(「特にありません」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、長時間になりましたが、以上をもちまして、第 6 回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

大変、お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、構口建設水道課長、羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長
小西主査、木村まちづくり新幹線課長、中村主査、平野病院事業事務局長
西嶋主査、東特別養護老人ホームいさりび事務長、小田島主査、木本（邦）主査
岩本主査、若山総務課長、田畑主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志